

水戸市図書館基本計画
(第3次)

水戸市

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1 計画策定の趣旨	1
第2 計画の位置付け	2
第3 計画の期間	2
第2章 現況と課題	3
第1 図書館の使命	3
第2 国の動向（図書館行政に関する法令等）	3
第3 国・県の計画	5
第4 市立図書館の変遷とこれまでの計画	6
第5 前計画の実施状況	7
第6 前計画等を踏まえた今後の課題	11
第3章 計画の基本的方向	14
第1 図書館の目指す姿	14
第2 運営の基本方針	15
第3 施策の体系	17
第4章 施策の展開	18
1 市民一人一人の生涯にわたる学びを支える図書館づくり	18
基本施策1 図書館運営の充実	21
基本施策2 図書館資料の充実	22
基本施策3 市民一人一人の読書活動の推進	23
基本施策4 子どもの読書活動の推進	24
2 暮らしや仕事，まちづくりに役立つ情報を提供する	
時代に即した図書館づくり…	26
基本施策1 レファレンス・サービスの充実	29
基本施策2 ICTを活用した図書館サービスの推進	30
基本施策3 広報活動の強化	31
3 郷土の歴史や文化を次の世代へ継承する図書館づくり	32
基本施策1 郷土・行政資料の収集・保存と活用	33
4 地域の活力を高める魅力ある図書館づくり	34
基本施策1 地域の特性を生かした館づくり	36
基本施策2 新たな交流を創出する取組の推進	39
5 多様な市民ニーズに応える市民との協働による図書館	40

基本施策1	図書館活動への市民の参画推進	41
基本施策2	図書館ボランティアの育成	42
基本施策3	ボランティアとの協働事業の展開	42
第5章	推進体制と進行管理	43
第1	推進体制	43
第2	進行管理	43
参考資料		
	用語解説	44
	本計画の策定に係る過程	47
	図書館協議会審議過程での各委員からの意見	50
	水戸市立図書館基本計画(第3次)策定連絡会議設置要項	52
	水戸市立図書館基本計画(第3次)ワーキンググループ設置要項	53
	関係法令等(抜粋)	54

第1章 計画策定の基本的事項

第1 計画策定の趣旨

本市では、中央図書館をはじめとする6館体制のもと、それぞれの特色や地域性を生かすとともに、市民センター図書室や学校図書館とも連携しながら、市民が求める資料や情報の幅広い提供に努めてきました。

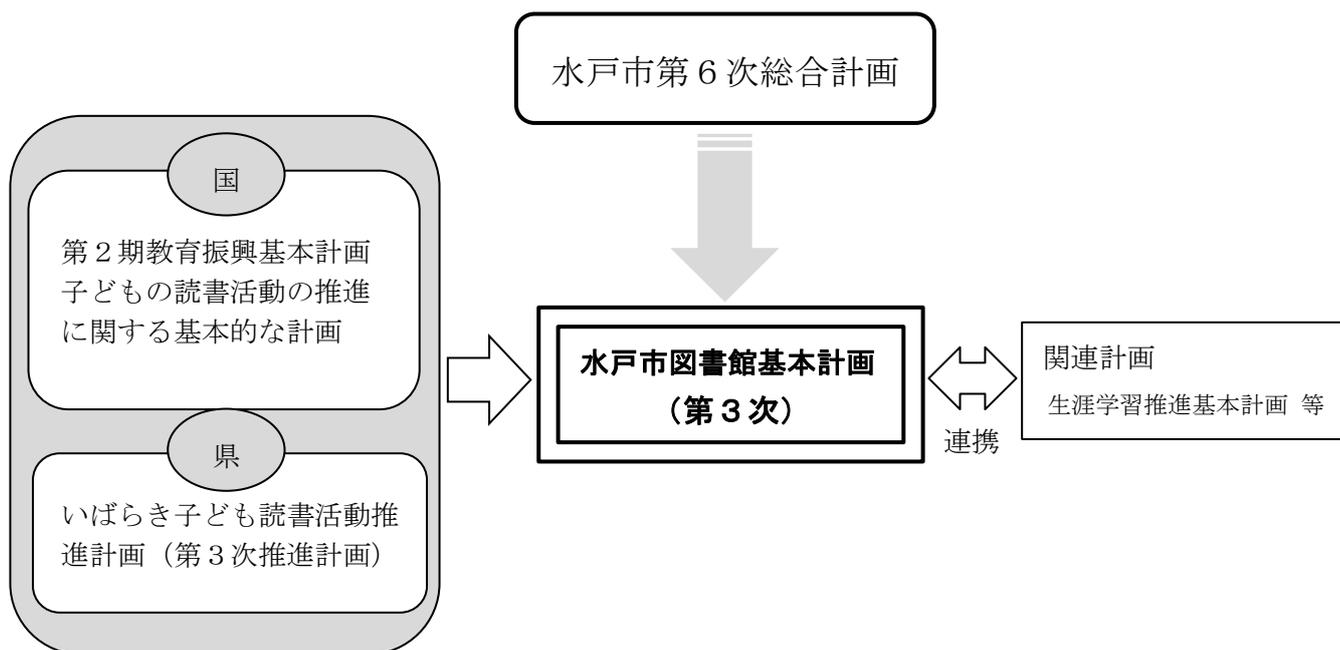
2008（平成20）年に改正された「図書館法」において、図書館は新たに家庭教育の向上に資すること、学習成果を活用して行う教育活動その他の活動機会の提供及びその奨励などが盛り込まれたことを踏まえ、2009（平成21）年に「新図書館基本計画」を策定し、2014（平成26）年を目標年次として、「地域の知の拠点として地域に開かれた図書館」を基本理念に各種施策を展開してきました。

近年、人口減少と超高齢社会の到来で急速に社会構造が変化するなか、ビジネスから日常生活まで社会のあらゆる分野で情報化が進み、図書館を取り巻く環境も、情報を得る新たな媒体であるインターネットや電子書籍の飛躍的な普及等の影響により、大きく変化しています。また、余暇時間の増加や利用者ニーズの多様化で、市民への新たな学習機会や個人の課題を解決するための情報の提供がこれまで以上に求められるなど、今後市民生活に果たす図書館の役割はますます大きくなると予想されます。

水戸市図書館基本計画（第3次）は、これまでの計画の達成状況や課題等を明らかにするとともに、上記の社会変化等に対応し、市民の自主的な学習活動を支援する知の拠点として、効率的・効果的な運営のもと、より一層のサービス向上を図るため、水戸市第6次総合計画と整合を図りながら、策定するものです。

第2 計画の位置付け

本計画は、国の「第2期教育振興基本計画」や「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県の「いばらき子ども読書活動推進計画」及び上位計画である「水戸市第6次総合計画」との整合を図りながら、本市の図書館運営の指針として策定するものです。



第3 計画の期間

本計画の期間は、2015（平成27）年度から2023（平成35）年度までの9か年とします。ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 現況と課題

第1 図書館の使命

私たちが社会生活を営む中で、さまざまな問題に直面しますが、それらを解決するためには、多くの場合、個人や時代を超えて人類が培ってきた知恵を借りる必要があります。

出版物という形をとって引き継がれる過去からの膨大な知恵が整理され、保存されて全ての人々の利用に供される場所、それが今日の公共図書館です。

1994年に採択された「ユネスコ公共図書館宣言 1994」の冒頭には、「地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する」とあります。さらに、宣言の中において、公共図書館の運営の原則として、無料・公費負担・全ての人への平等なサービス等がうたわれています。

これらの原則に立って、継続して市民へのサービスを行うことにより、個人の自主的な学びを支える場を保障するのが、公共図書館のもっとも基本的な使命です。

市立図書館は、この使命に基づき、図書館サービスの最前線として、社会情勢が変化する中においても、柔軟な姿勢で利用者と住民の求める資料やサービスを提供していくことが求められています。

第2 国の動向（図書館行政に関する法令等）

（1）教育基本法（昭和22年3月31日制定）

教育基本法の改正（2006（平成18）年12月22日）により、科学技術の進歩や社会構造の変化、高齢化の進展や自由時間の増大などに伴って重要となっている生涯学習の理念が、第3条に次のように規定されました。

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

また、児童虐待や青少年の問題行動など家庭教育の機能低下が指摘される中、父母や保護者の果たすべき役割と責任、国及び地方公共団体による家庭教育の支援等について、第10条に新たに規定されました。さらに、第11条では、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を築く重要なものであることから、幼児の健やかな成長に資する環境整備やその他適当な方法によって、その振興に努めることなどが規定されました。

(2) 図書館法（昭和 25 年 4 月 30 日制定）

この法律は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的として制定されました。

2008（平成 20）年の改正では、新たに家庭教育の向上に資すること、学習成果を活用して行う教育活動その他の活動機会の提供及びその奨励などが盛り込まれました。

(3) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年 12 月 12 日制定）

この法律は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的として制定されました。

第 2 条の基本理念において、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」としています。

(4) 文字・活字文化振興法（平成 17 年 7 月 29 日制定）

この法律は、文字・活字文化の振興に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地域における文字・活字文化の振興や、学校教育における言語力の涵養などを定めることにより、文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的として制定されました。

これを受けて、国においては、図書館の充実、読書活動の推進、学校図書館の充実等の施策の一層の推進などの「文字・活字文化」の普及・啓発に取り組んでいくこととしています。

(5) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日告示）

公立図書館の設置及び望ましい基準の告示から 11 年が経過し、また 2008（平成 20）年の図書館法改正とその間の社会変化に対応するため、2012（平成 24）年に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が告示されました。

このなかで図書館は、利用者及び住民への資料や情報の提供等の直接的なサービスや、読書活動の振興を担う機関として、また地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めることとされています。

第3 国・県の計画

(1) 第2期教育振興基本計画（国）

2006（平成18）年に改正された教育基本法における教育の基本理念を実現するため、国の教育に関する総合的な計画として「教育振興基本計画」が策定されました。そして、2013（平成25）年には、これまでの計画を見直すと同時に新たな課題に対応するため、2017（平成29）年までを計画期間とする第2期教育振興基本計画が策定され、この中で、子どもの読書活動を推進するため「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等に基づいた、全校一斉の読書活動や公立図書館と学校との連携、子どもの読書の重要性に関する普及啓発事業の実施などが明記されています。

(2) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国）

2001（平成13）年に成立した子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、2002（平成14）年に全ての子どもがあらゆる機会にあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする「第一次基本計画」が策定されました。その後、「第二次基本計画」を経て、2013（平成25）年には、社会情勢の変化等を踏まえた「第三次基本計画」が策定されています。

(3) いばらき子ども読書活動推進計画（県）

茨城県においては、国の計画を踏まえ、2004（平成16）年に子どもの読書活動の推進に向けた「第一次推進計画」が策定され、2010（平成22）年には第二次推進計画に、2015（平成27）年3月には第三次推進計画に改定されています。

第4 市立図書館の変遷とこれまでの計画

年 月 日	事 項
昭和 19年10月 1日	柵町1丁目に水戸市立図書館設立（開館 昭和20年4月）
20年 4月15日	水戸市立図書館開館
20年 8月 2日	戦災により図書館焼失
21年 5月 1日	県立水戸商業高等学校武道場の一部を借用して再開
48年 8月27日	末広町2丁目（関東銀行馬口労町支店跡）に移転，開館
55年 4月15日	移動図書館「こうぶん号」運行開始
7月 1日	大町3丁目に移転，開館
57年 5月 2日	身体障害者への郵送による図書貸出開始
60年11月 2日	水戸市図書館整備計画策定
平成 元年 4月 2日	電子計算機システム稼働
4月26日	東部図書館開館（定期休館日：月曜日）
4年 4月23日	西部図書館開館（定期休館日：月曜日）
8年 4月 1日	日曜日祝日開館実施
11年 2月 1日	水戸市立図書館基本計画策定
13年 8月 1日	図書館ホームページ開設
15年 7月 1日	インターネットを通しての図書の予約受付開始
18年 4月 1日	開館時間延長（平日午後7時まで），平日祝日開館実施
4月24日	見和図書館開館（定期休館日：金曜日）
20年 3月 4日	インターネット予約の拡充（書架有資料の予約，雑誌の予約）
3月31日	移動図書館「こうぶん号」運行終了
4月20日	常澄図書館開館（定期休館日：金曜日）
11月 1日	配本車の運行開始
21年 2月10日	貴重資料のインターネット公開開始
7月 3日	深作欣二記念コーナー設置（見和図書館）
10月26日	水戸市新図書館基本計画策定
22年 4月16日	内原図書館開館（定期休館日：金曜日）
23年 3月11日～29日	東日本大震災により中央・見和・常澄・内原図書館は臨時休館措置 (施設修繕のため東部は4/19，西部は5/16までそれぞれ休館)
24年 4月 1日	電子計算機及びシステム更新 インターネット予約の拡充（視聴覚資料）
25年11月 1日	地区館からの団体貸出開始
26年 5月 2日	インターネット及び電話による貸出期限延長サービス開始

第5 前計画の実施状況

水戸市立図書館は、1999（平成11）年2月策定の図書館基本計画の後を受けて、2009（平成21）年10月に策定した「水戸市新図書館基本計画」において、「地域の知の拠点として、本と人との出会いを生み出す、市民との協働による開かれた図書館」を目指す姿とし、以下の5つの基本目標を位置付け、施策を展開してきました。

【前計画の基本目標】

- 1 多様な資料、情報の提供を基本としたサービスの展開
- 2 児童サービスの推進
- 3 利用に困難を感じる人へのサービスの向上
- 4 図書館サービスの拠点づくり
- 5 市民との協働に基づく図書館活動の展開

【前計画の目標指標と実績】

区分	2008年度 （平成20年度） （基準値）	2014年度 （平成26年度） （現況値）	2014年度 （平成26年度） （目標値）
市民1人当たりの 年間貸出冊数	4.21冊	4.34冊	6冊
年間レファレンス 受付件数	15,723件	20,158件	18,000件
年間団体貸出冊数	39,488冊	57,934冊	60,000冊

【各施策の実施状況】

基本目標に基づく基本施策の実施状況は下記のとおりです。

① 「多様な資料、情報の提供を基本としたサービスの展開」の実施状況

- ・基本施策1 「個人貸出の推進」

市広報紙「広報みと」で図書館の利用方法に関する記事を連載したり、毎年新たに子どもの年齢ごとに司書が選んだおすすめの本のリストを作成し、ホームページへ掲載・配布するなど個人の貸出利用促進に努めてきました。

徐々に貸出冊数等は増加していますが、2014（平成26）年度目標値には2015（平成27）年3月末現在で届いていません。

・基本施策2 「レファレンス・サービスの充実」

中央図書館の参考資料室において、郷土・行政資料やレファレンス資料の紹介を行うほか、外部オンラインデータベースの利用促進に努めてきました。

こうした取組により、目標指標として掲げた「年間レファレンス受付件数」は、6年間で約4,500件増加し、目標値を約2,000件上回りました。

・基本施策3 「団体貸出の推進」

配本車を活用して小学校7校、幼稚園5園、保育所1箇所、老人ホーム2箇所、市民センター等への団体貸出により、2014（平成26）年度は57,934点の貸出を行いました。また、各地区館からも地域の小・中学校や読み聞かせ団体へ貸出ができるよう運用の見直しを図り、利便性の向上に努めているところです。

こうした取組により、計画の目標指標として掲げた「年間団体貸出冊数」については、目標値には届いていないものの、約18,500冊の増となり、一定の成果が見られました。

・基本施策4 「図書館資料の充実」

蔵書冊数については、市民ニーズの把握に努めながら、資料収集方針に基づく収集を進め、2009（平成21）年以降の5年間で約97,000冊の増となっています。現在、約908,000冊を保有し、全国の類似都市の中でも上位の蔵書冊数となっています。

また、速報性の高い雑誌や知識・情報を映像等で分かりやすく伝達できる視聴覚資料についても充実に努めているところです。

② 「児童サービスの推進」の実施状況

・基本施策1 「児童書の充実」

児童書は、2010（平成22）年3月末の蔵書数273,856冊から2014（平成26）年3月末には324,778冊となり、5年間で50,922冊の増加を図り、蔵書の充実に努めてきました。

また、雑誌や紙芝居を除いた児童書の貸出数は、2010（平成22）年3月末の貸出数423,826冊から、2014（平成26）年3月末には490,721冊となり、5年間で66,895冊増加しており、蔵書の充実とともに貸出が伸びています。

・基本施策2 「子ども読書活動の推進」

子どもの読書活動を推進するため、親子で絵本事業による絵本の配布や各図書館での読み聞かせ会を活発に実施しているところです。

また、市内小・中学校図書館を支援するため、2013（平成25）年11月から地区図書館による学校への団体貸出サービスを開始し、学校近隣の図書館から学級文庫や学校図書館で不足する図書、授業で必要な教科用図書等の貸出を行っています。

③ 「利用に困難を感じる人へのサービスの向上」の実施状況

・基本施策1 「障害者・高齢者向けサービスの充実」

大活字本の収集をすすめ、2009（平成21）年以降の5年間で約1,000冊の増、2014（平成26）年3月末において、約5,000冊を保有し、高齢者や弱視者向けの図書の充実に努めています。あわせて、身体障害者のうち1級から3級に該当する者及び療育手帳所持者のうち、図書館への来館が困難な市内居住者に対し、無料で図書の郵送貸出を行ってきました。

また、養護老人ホーム等へ定期的な団体貸出を行い、高齢者の読書環境の充実に努めています。

・基本施策2 「身体の不自由な人にもやさしい施設づくり」

障害者や高齢者などが利用しやすいよう、バリアフリーの観点から、中央図書館玄関前スロープの滑り止めや東部図書館の障害者用駐車場の拡幅等の改善を行いました。

・基本施策3 「外国人向けサービスの充実」

英語を中心とした外国語資料を約2千点所蔵し提供しているほか、外国人の利用者向けに英語版の図書館利用案内、図書館案内マップを用意し、利用促進を図っています。また、各館で英字新聞の収集や市国際交流協会発行の情報紙を配布するなど、生活情報の提供に努めています。

④ 「図書館サービスの拠点づくり」の実施状況

・基本施策1 「(仮称)内原地区図書館の整備」

2010（平成22）年4月に内原図書館が開館し、内原地区（妻里・鯉淵・内原）への貸出サービスを中心に運営を開始しました。地区の特色を生かした蔵書構成に努めながら、利用しやすい環境づくりを推進しています。

・基本施策2 「市立図書館各館の特徴づけ」

6館それぞれの立地条件や地域性、利用者層の傾向を踏まえた蔵書の収集や各種行事を推進するなど、特色ある運営を行ってきました。

市民センター図書室については、利用促進に向け、2013（平成25）年度から、新たに蔵書の入替えを実施し、図書室の充実に努めています。

⑤ 「市民との協働に基づく図書館活動の展開」の実施状況

・基本施策1 「市民との協働を目指した環境づくり」

2009（平成21）年7月に受け入れを開始した図書館ボランティアについては、当初162人だった登録者が、2013（平成25）年4月には227人となるなど着実に増加しています。

現在、子どもへの読み聞かせ事業や図書の修理など、多様な機会において活用、連携に努めています。

・基本施策2 「IT化による情報の発信」

CDやDVDなど、視聴覚資料のインターネットからの予約受付を、2012（平成24）年4月から開始し、利用者の利便性向上を図りました。また、水戸藩の本草学者佐藤中陵の貴重書や郷土作家菊池幽芳の自筆草稿、明治・大正期の市街地図等をデジタル化してホームページへ公開するなど、図書館資料の電子化を進めています。

また、茨城新聞オンライン記事データベースなど、外部オンラインデータベースを活用した情報提供を行っています。

第6 前計画等を踏まえた今後の課題

国、県の動向や、前計画の実施状況等から見えてくる本市の図書館行政における課題について、以下のとおり整理します。

1 図書館運営の充実

図書館の有効登録者数（当該年度内に図書館を利用した登録者数〈実人数〉）については、およそ31,000人と市の人口の約11.5パーセントにとどまっている状況です。今後、図書館未利用者をはじめ、幅広い市民各層の利用促進に向けて、運営の効率化を図りながら、開館日の拡大や開館時間の延長など、利用機会の拡充に努めていく必要があります。

また、老朽化が進む中央図書館をはじめ、各館の適正な維持管理を推進することも重要です。

2 図書等の充実

生涯学習の拠点施設として、市民が必要とする情報や知識に應えるため、また、趣味や娯楽など、充実した余暇活動を促進するためにも、社会情勢の変化等にもなう市民ニーズの多様化に対応した図書、資料等の収集を推進する必要があります。

3 市民一人一人の読書活動の推進

前計画において、目標として掲げた「市民（利用者）1人当たりの年間貸出冊数」、「年間団体貸出冊数」の目標値は、現時点において、達成できていない状況です。また、個人貸出点数は、2013（平成25）年度には1,264,106点となっていますが、人口20万人から30万人未満の類似都市と比較すると、低い水準にあります。

今後、一層、市民一人一人の読書活動を促進するため、ライフステージに応じたサービスをはじめ、障害者向けサービスや多文化サービスの充実に努め、誰もが利用しやすい環境づくりを推進する必要があります。

4 子どもの読書活動の推進

親子で絵本事業による絵本の配布や各図書館での読み聞かせ会等を活発に実施し、これらの取組の効果もあって、本市における児童書の貸出数は、着実に増加しているところではあります。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めるため欠かせないものとされており、子どもたちが、心豊かに成長するとともに、生きる力を身につけることができるよう、学校図書館と連携を図りながら、引き続き、子どもの読書活動を推進する必要があります。

5 レファレンス・サービスの充実

レファレンス・サービスは、利用者の求めに応じ、資料・情報の提供や紹介を行う業務として、貸出サービスとならんで図書館サービスの根幹を成す重要なサービスであることから、前計画において、「年間レファレンス受付件数」を目標指標として掲げ、2014（平成26）年度末の目標値18,000件に対し、現況値が20,158件と、目標値を約2,000件上回りました。

今後、市民一人一人の「知りたい」「学びたい」「解決したい」などの知的要求に確実に応えることが、図書館への信頼と評価につながり、さらなる利用を掘り起こすことから、より一層の充実に努める必要があります。

6 広報の強化

図書館の利用促進に向けては、市民や各種団体等に対して、図書館の役割をはじめ、図書、資料に関する情報、各館の特色ある行事を効果的に発信していくことが重要です。今後、特に図書館未利用者に対する広報活動の強化に取り組む必要があります。

7 郷土・行政資料の収集・保存・活用の推進

郷土・行政資料の多くは、「その地域に行かなければ入手できない資料」であり、その情報・知識をきちんと保存し、後世に伝えていくことは、図書館の使命の一つです。本市においても、誇るべき歴史・文化を次世代へ継承するため、多種多様な郷土・行政資料の収集に努めてきたところです。

今後も引き続き、資料の収集と適切な保存を図るとともに、インターネット等を通じた情報発信の充実や学校教育における活用に努めるなど、郷土・行政資料を生かした取組を推進する必要があります。

8 地域の特性を生かした特色ある図書館づくりの推進

地域の特性を生かした魅力ある図書館としていくため、中央図書館をはじめとした6館それぞれが、地域ごとの利用者層の違い、ニーズの高いジャンル等の把握に努めながら、地域の持つ歴史や地域性を生かした特色ある図書館運営を推進していくことが求められています。

9 交流を生み出す取組の推進

図書館は、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層が利用するとともに、多様な団体が活動する施設ですが、利用者同士の交流を深める取組が十分とはいえない状況です。

地域のにぎわいを創出し、活力を高めるため、また、図書館法第3条において、教育活動その他の活動の機会の提供及びその奨励に努めることとしていることから、交流活動を促進する機会を拡充することが求められています。

10 市民との協働による取組の推進

図書館におけるボランティア活動は、図書館サービスの充実に資するものであるとともに、市民の学びの成果を生かす場でもあります。図書館ボランティアの数は、年々、増加している状況ではありますが、さらなる活動促進に向け、人材の育成や活動機会の拡充に努めるなど、市民との協働による取組を推進する必要があります。

第3章 計画の基本的方向

第1 図書館の目指す姿

社会の変化や新たな課題に対応するため、図書館の役割も変化しています。2012（平成24）年に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、これからの社会は、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤となる知識基盤社会であり、図書館は地域の情報拠点として、地域の課題に対応する役割を担うとされています。

こうした役割の中で、国、県の動向や前計画に基づく課題、社会情勢の変化等を踏まえ、市民一人一人のニーズに即した学習活動を支えるとともに、暮らしや仕事に役立つ情報を積極的に提供していくことが重要です。

このような視点に立って、市民との協働により、魅力ある図書館づくりを進めるものとします。

こうした考えのもと、本市の図書館の目指す姿を、

**地域の知の拠点として、学びを支え、暮らしに役立つ、
市民との協働による魅力ある図書館**

と定め、本市教育の目標である「知性にとみ、心身ともに健全な風格をそなえた人間（水戸人）の形成」に寄与するものとします。

第2 運営の基本方針

目指す姿の実現に向け、基本方針を次のように定めます。

基本方針1

市民一人一人の生涯にわたる学びを支える図書館づくり

図書館は、市民が生涯にわたり、自ら学び考えるために必要とする資料や情報を提供する生涯学習の拠点です。その役割を果たし、幅広い市民各層の利用促進を図るため、市民満足度の高い図書館運営を推進します。

また、公立図書館としての一貫した資料収集方針に基づき、市民の多様なニーズに応えることのできる魅力ある書架づくりに向けた資料収集を行うとともに、未来をリードする子どもたちをはじめ、市民一人一人の読書活動を推進します。

基本方針2

暮らしや仕事、まちづくりに役立つ情報を提供する時代に即した図書館づくり

個人や地域が抱える多様な課題解決の支援に向け、市民一人一人の暮らしや仕事に役立つ資料・情報を、その求めに応じてきめ細かく提供するとともに、本市のまちづくりに関する資料・情報の迅速かつ効果的な発信、提供を通して、まちづくりに積極的に参加する人材の育成に努めます。

また、高度情報化社会に対応するため、ICT（情報通信技術）を活用した図書館サービスを推進するほか、多様なメディアを活用した広報活動を展開します。

基本方針3

郷土の歴史や文化を次の世代へ継承する図書館づくり

本市の持つ歴史的な価値や文化を重視しながら、郷土について知り、学び、考えるための手がかりとなる郷土・行政資料の適切な収集と保存に努めます。

あわせて、それらの積極的な活用に努め、未来をリードする子どもたちをはじめ、あらゆる世代が、郷土の歴史や文化を知ることを通して、郷土水戸に誇りと愛着を持つことができる環境づくりを推進します。

基本方針4

地域の活力を高める魅力あふれる図書館づくり

中央図書館をはじめとする6館それぞれの地域性を生かした特色ある図書館運営に向け、利用者の年齢層などを踏まえたサービスや各地区の特性、ニーズに応じた資料の収集等を進めます。

また、多くの市民が集えるよう、各種機関等と連携を図りながら、魅力ある事業を展開し、地域のにぎわいを生み出す図書館づくりに努めます。

基本方針5

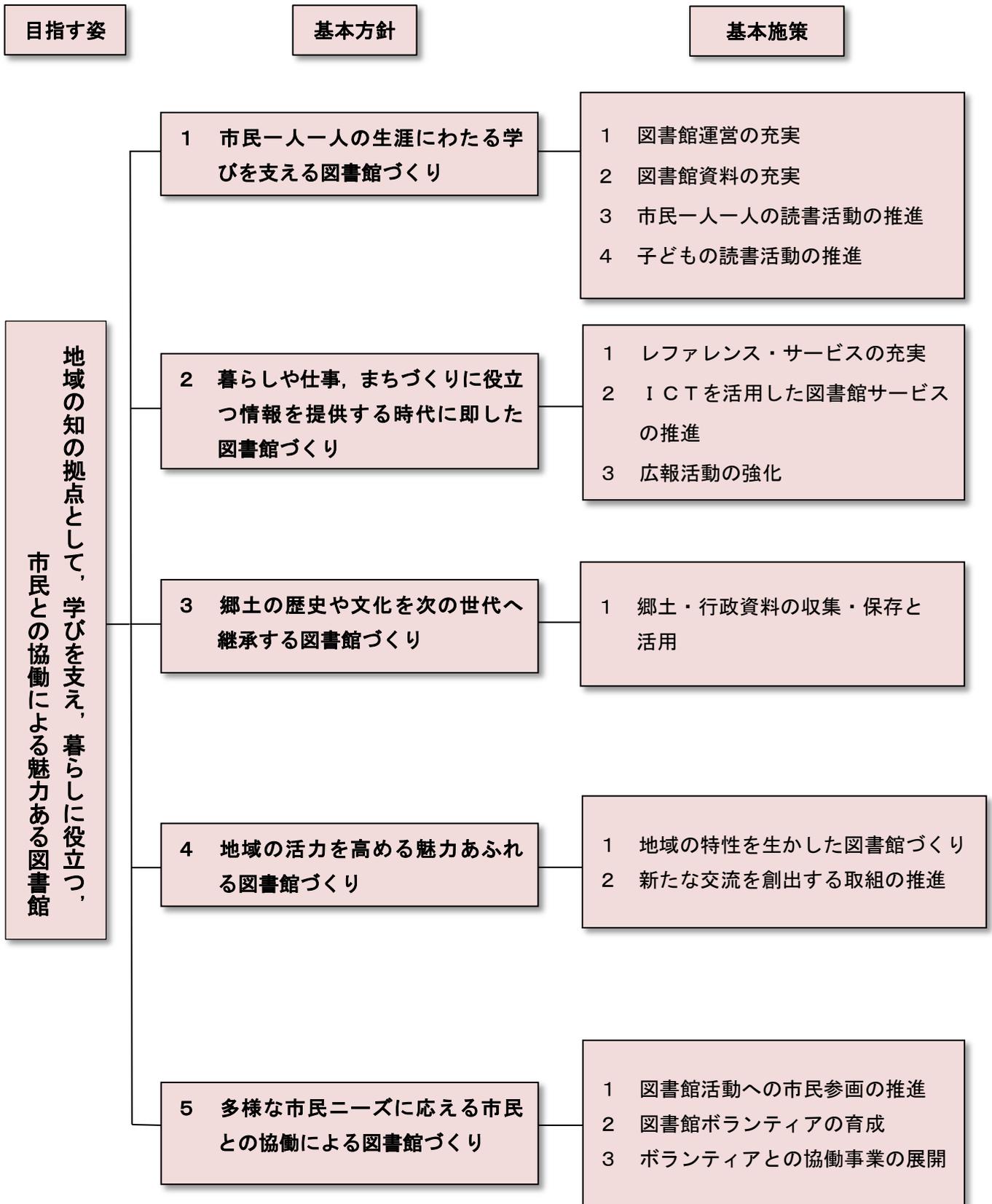
多様な市民ニーズに応える市民との協働による図書館づくり

多様化する市民ニーズに対応するため、図書館ボランティアと行政との協働による事業を展開し、図書館サービスの質の向上に取り組みます。

また、図書館ボランティアの活性化に向け、情報交換会や養成講座を開催するなど、生き生きと活動できる場の提供や支援に努めます。

第3 施策の体系

地域の知の拠点として、学びを支え、暮らしに役立つ、市民との協働による魅力ある図書館を実現するための5つの方針と、それらを柱とした施策の体系を次のとおり定めます。



第4章 施策の展開

1 市民一人一人の生涯にわたる学びを支える図書館づくり

【現況と課題】

市立図書館の個人貸出人数は市の人口を上回っていますが、2013（平成 25）年度末の有効登録者数(当該年度内に図書館を利用した登録者数)は、市の人口の約 11.5 パーセント、31,000 人ほどと推定されます。そのため、現在、図書館サービスを受けていない市民に対し、新たな利用を促していく必要があります。

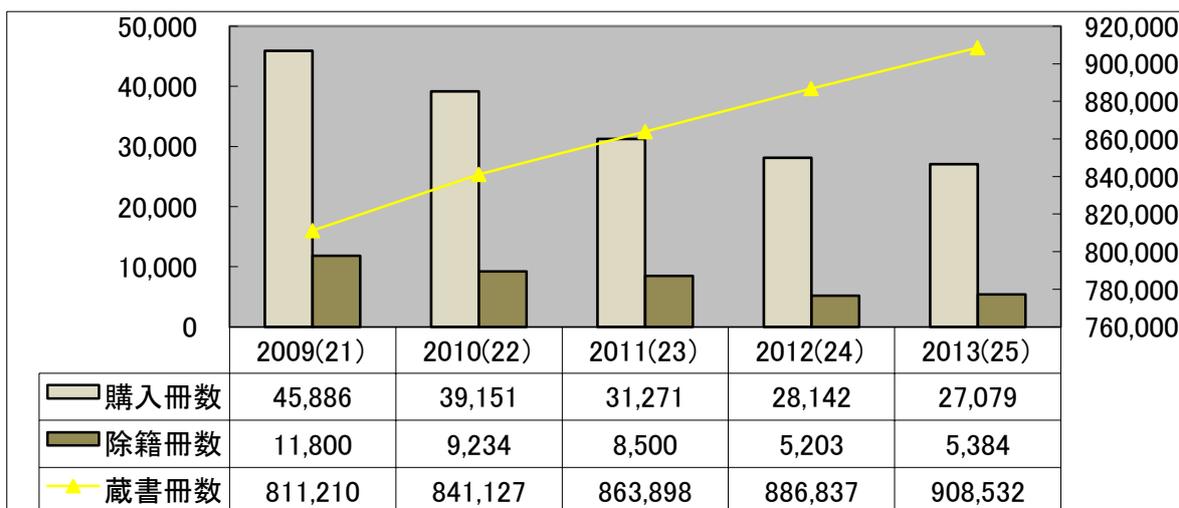
専門的職員である司書の司書資格保有状況は、正職員 27 名中 15 名が資格を保有、嘱託員は 36 名全員が資格を保有しています。また、職員研修を定期的に行い、窓口サービスや接遇の向上に努めていますが、市立図書館内部の専門的な研修の機会が少ないため、研修機会の拡充が課題となっています。

第 5 次総合計画に基づき市立図書館 6 館の整備は終了しましたが、老朽化した各館の施設や設備の適正な維持管理が課題となっています。

蔵書冊数は、2009（平成 21）年度から 2013（平成 25）年度までの 5 年間で、811,210 冊から 908,532 冊に増加しました。（表 1）収集は資料収集方針に基づき、市民のニーズの把握に努めながら新しい図書の収集を行っています。また、継続的な蔵書構成を行うため、一般書は中央図書館、児童書は見和図書館に保存庫を設けて集中保存を行っています。

表 1 蔵書冊数と増減冊数

(冊)



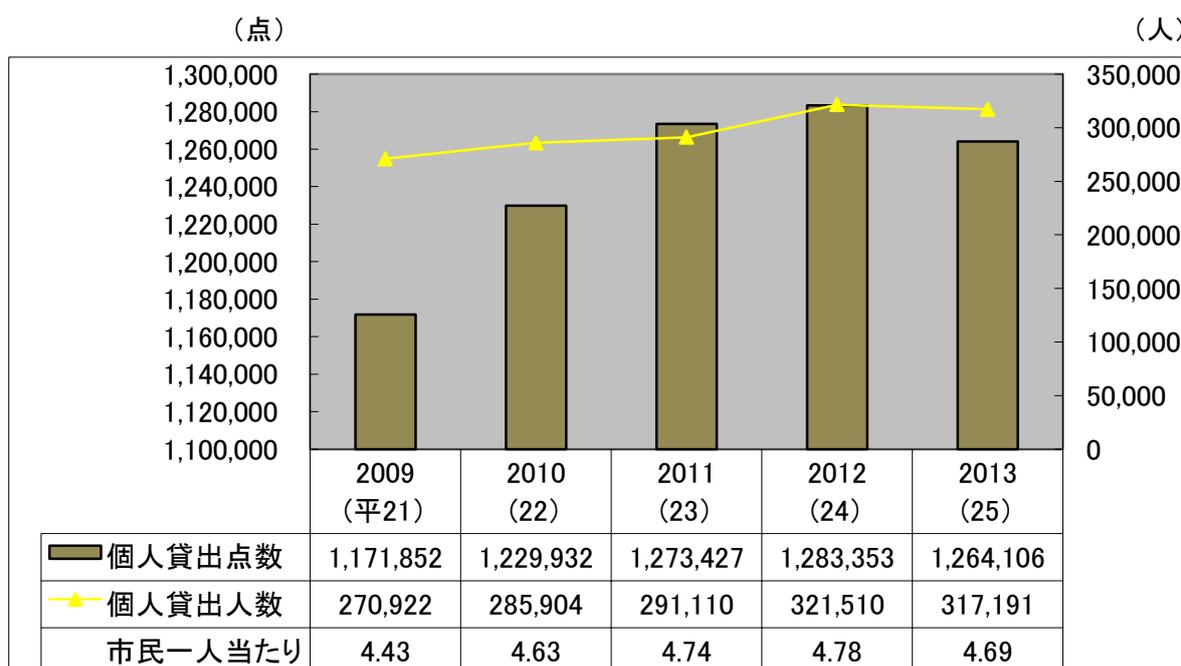
雑誌は速報性があることから、幅広い収集に努めています。また、永年保存の方針のもと、内原図書館に保存庫を設けて全ての雑誌を各 1 誌保存しています。

図書の資料収集については、中央図書館が地区館を補完しながら行っていますが、特定のテ

ーマについては、立地条件や館の特徴を生かして担当館を決めて収集するなど、市立図書館6館の特色ある資料収集を行う必要があります。また、利用されなくなった複本や汚損・破損した図書の除籍は、書架を魅力ある状態に保つためにも必要な業務ですが、作業が十分でないため保存庫の狭隘化が進んでいます。

個人貸出は、2009（平成21）年度から2013（平成25）年度までの5年間で、約9万点増加しています。（表2）

表2 個人貸出の推移



全国の類似都市44市の2013（平成25）年度の平均貸出点数は約1,341,000点であるのに対し、市立図書館の個人貸出点数は表2のとおり1,264,106点と平均を下回っており、決して高いものとは言えない状況です。そのため、開館日や開館時間の拡大、図書館機能の充実を図るなど利便性を向上させ、図書館を利用できる機会の拡大に努める必要があります。

成人向けのサービスとして、各種データベースの提供やインターネット環境の整備、朗読会や講演会、映画会などの行事を行っていますが、図書館に更に関心を持ってもらうような各種講座や行事の開催、様々な図書館PR事業などの取組が必要です。

10代を中心とした青少年層の図書館利用は一般に消極的ですが、市立図書館においても同様の傾向がみられます。各館では、青少年向けの図書を集めたヤングアダルト（YA）コーナーを設けているほか、東部図書館では、青少年向けに図書館資料を紹介するYA通信を発行して近隣の中学校の生徒に配布し、図書への興味・関心を高め、図書館利用の促進に努めています。

高齢者層の個人貸出は、水戸市の高齢者層の人口の増加に伴い増えています。市立図書館では老眼鏡、拡大鏡を備えるとともに、大活字本を継続的に購入して提供しています。また、中

中央図書館で定期的を開催する「日曜名画座」は、特に高齢者のリピーターが多い行事となっています。

高齢者層への図書館サービスの必要性は、この層の利用増加に伴いますます高まると予想され、今後、高齢者の様々な特性に配慮しながら対応していくことが求められます。

比較的軽度の視覚障害者の利用に備え、約5千点の大活字本を所蔵し提供しています。さらに中央図書館において、身体障害者のうち、1級から3級に該当する者及び療育手帳所持者のうち、図書館への来館が困難な市内居住者に対し、無料で図書の郵送貸出を行っています。録音図書、点字図書の収集については、市内にある県立点字図書館の事業を踏まえつつ、方向を定める必要があります。さらに、手話・筆談による対応や、対面朗読サービス等を、ボランティア等と連携しつつ、どのように展開していくかも課題です。

多文化サービスとして、英語版の図書館利用案内等を用意しています。また、英語を中心とした外国語資料を約2千点所蔵し提供しているほか、各館で英字新聞の収集や市国際交流協会発行の情報紙を配布するなど、生活情報の提供に努めています。現在、外国人の図書館利用は極めて少ないため、外国人のためのサービスをどのように進めていくか、資料と人材の面から見直すとともに、関係機関と連携を強化する必要があります。

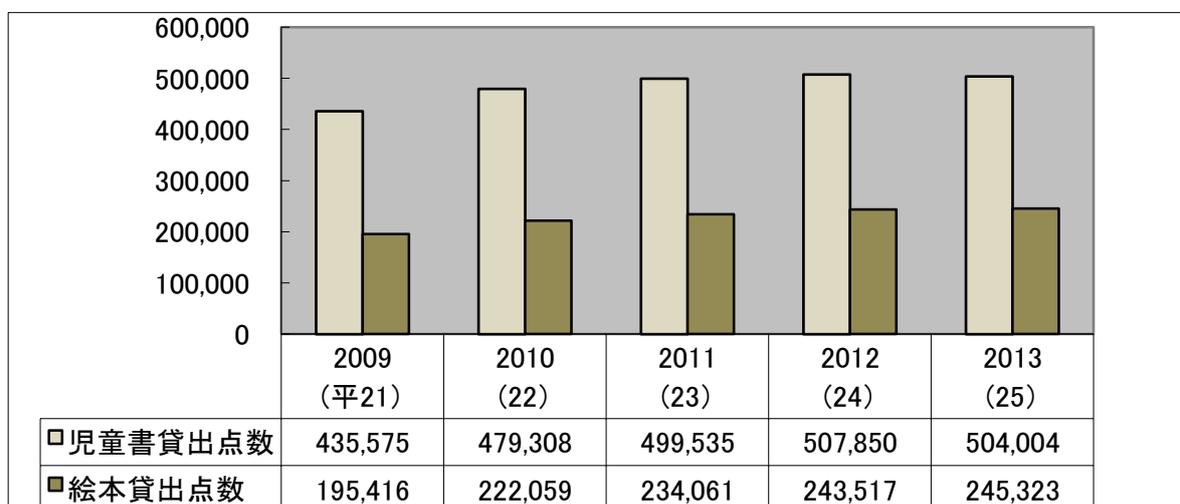
市立図書館では、個人貸出とともに団体貸出を資料提供の柱の一つとして推進してきました。現在、保育所、幼稚園、小・中学校、地域文庫、読み聞かせボランティア団体、読書団体、福祉施設などへ貸出を行っています。2013（平成25）年11月、新たに地区館から小・中学校への団体貸出を始めましたが、同一施設や団体が繰り返し利用しているケースが多くなっています。さらに制度のPRを徹底し、新規の利用を促していくことが必要です。

子どもの読書活動を総合的に推進するため、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「いばらき子ども読書活動推進計画」を受けて、水戸市においても（仮称）「水戸市子ども読書活動推進計画」を新たに策定する必要があります。

児童書の個人貸出点数は2009（平成21）年度から2013（平成25）年度までの5年間で約7万点増加しています。中でも、絵本の貸出冊数は、約5万冊増加しています（表3）。

表3 児童書・絵本の個人貸出の推移

（点）



これらは、絵本を読む楽しさを知ってもらうための親子で絵本事業や物語の楽しさを知ってもらうための「おはなし会」などを行ってきた成果と言えます。また、子どもたちが図書館を体験するための行事として、一日図書館員や工作教室、子ども映画会などを実施して、本や図書館という場の楽しさを子どもたちに伝えています。

「学習・情報センター」と「読書センター」の役割を持つ学校図書館への支援は、これまで、団体貸出と配本サービスを中心に行ってきましたが、さらに充実させるためには、学校現場の声を的確に把握し、その要望に沿って支援を行う必要があります。今後、学校との連携を強化する必要があります。

また、2014（平成 26）年6月の学校図書館法の改正により、児童、生徒、教員の一層の学校図書館利用促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する「学校司書」を置くよう努めることとされました。（2015（平成 27）年4月1日施行）

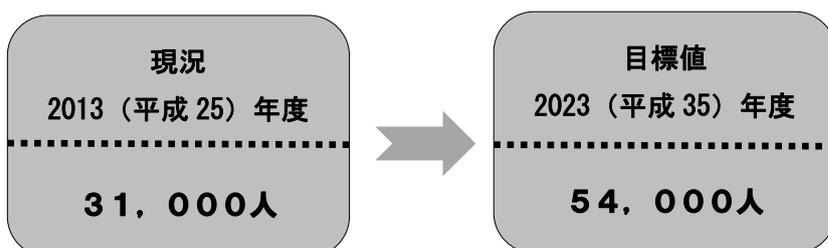
基本施策 1 図書館運営の充実

【基本的方向】

誰もが気軽に利用できる親しみやすい図書館運営に向け、利用者の幅広いニーズに対応したサービスを提供できる人材の育成を図りながら、市民の利便性の向上に努めます。また、快適で安全な読書環境を提供するため、施設の適正な維持・管理を推進します。

【目標指標】

有効登録者数（当該年度内に図書館を利用した登録者数）



【具体的施策】

1 市民の利便性の向上

・図書館未利用者をはじめ、幅広い市民各層の利用促進に向けて、開館日の拡大や開館時間の延長など、利便性の向上に努めます。あわせて、学校図書館の充実をはじめとする市民サービスの向上を図るとともに、指定管理者制度を導入し、効率的、効果的な運営を推進します。

・市民満足度調査を実施して市民の図書館運営に対する意見や要望等を的確に把握し、より利用しやすい図書館を目指し、図書館サービスの向上に努めます。

2 類縁機関との連携

・市民の多様化する資料要求に適切に対応していくため、県立図書館をはじめ県内の公立図書館や大学図書館、専門機関及び県外の各種の類縁機関等との連携を推進します。

3 施設の適正な維持・管理の推進

・安全で快適な学習環境づくりに向け、老朽化が進む中央図書館の耐震化を進めるとともに、各館の適正な維持・管理に努めます。

4 中央図書館のあり方の検討

・中央図書館について、市民ニーズや時代に即した施設となるよう、機能や役割等も含めた将来的なあり方について、検討を進めます。

基本施策2 図書館資料の充実

【基本的方向】

多様化する市民のニーズに的確に応えるとともに、市民の主体的な学習意欲を高めることのできる魅力的な書架づくりを推進します。また、郷土に関する資料をはじめ、貴重な図書館資料を大切に守りながら、適切な資料の管理と更新を進めます。

【具体的施策】

1 魅力ある書架づくりの推進

・資料収集方針に基づき、魅力ある書架づくりに努めます。

(資料収集方針 基本原則)

- (1) 図書館は市民の要求や社会の動向に基づいて、市民の生活に役立つ資料を収集するとともに、普遍的で、価値の高い資料を収集する。
- (2) 資料は図書のほか、新聞・雑誌などの逐次刊行物、パンフレット類、ビデオやコンパクトディスクなどの視聴覚資料等、多様な形態の資料を収集する。
- (3) 資料の収集は、水戸市立図書館全体として体系的な収集を図る。
- (4) 資料の収集は、図書館の主体的な判断の下に行う。
- (5) 資料の収集に当たっては、各図書館の資料群、特に開架書架が常に新鮮で魅力的な状態を保てるように留意する。
- (6) 多様な対立する意見のある場合は、それぞれの観点に立つ資料を、公平に幅広く収集するように努める。

- (7) 資料の収集に当たっては、必要に応じて、利用者・専門家等の助言を求め、参考にする。
- (8) 資料の収集の方法は、購入、寄贈、製作、その他の適切な手段による。なお、いずれの場合にも収集の方針は変わらない。
- (9) 資料の収集に当たっては、県内公共図書館等、他の類縁機関との連携・協力に留意する。

2 図書館資料の適切な保存と管理、更新の推進

- ・魅力ある書架を保つため、図書館資料の良好な保存に努めるとともに、「資料の不用の決定、除籍及び処理に関する要項」に基づき、利用頻度の低い資料や汚損・破損した図書を対象に除籍を進めるなど、適切な管理、更新を推進します。

- ・雑誌は県内図書館との協力関係の構築を含め、新たな保存方針を定めます。

基本施策3 市民一人一人の読書活動の推進

【基本的方向】

市民のライフステージに応じたサービスをはじめ、障害者向けサービスや多文化サービスの充実に努めるなど、きめ細かなサービスを提供し、市民一人一人の読書活動を推進します。

【具体的施策】

1 成人向けサービスの推進

- ・成人向けの新たな行事として、朗読会や図書館ツアーの実施など、創意工夫を凝らした魅力的な事業を開催します。

2 青少年向けサービスの推進

- ・主として、中学・高校生世代のニーズに即した図書や雑誌等の収集を推進するなど、各館のヤングアダルトコーナーの充実に努めます。

- ・中学・高校生の交流の場となるようなスペースやコーナーの設置を進めます。

3 高齢者向けサービスの推進

- ・高齢者の読書活動を推進するため、高齢者のニーズに応える資料の収集を進めるとともに、大活字本の拡充を図ります。

- ・作品展示コーナー等の設置や交流のできる機会の充実に努めるなど、高齢者の社会参加の場の提供に努めます。

- ・宅配便等による資料配送サービスなど、高齢者向けの新たなサービスについて、検討を進めます。

4 障害者向けサービスの推進

- ・県立点字図書館等の類縁機関と連携して、朗読ボランティアの募集と養成を行い、対面朗読サービスを進めます。

- ・研修会等に積極的に参加し、手話や筆記によるコミュニケーションをとれる職員の養成に努めます。

- ・音声読書器や拡大読書器等の機器を導入及び更新し、障害者の読書環境の充実を図ります。

5 多文化サービスの推進

- ・市国際交流協会等の関係機関と連携して、日本語学習のための参考資料や地域のガイドブックなど、外国人住民のニーズに応える資料の収集・提供に努めます。

- ・日本語が不自由な外国人にも利用しやすい施設を目指して、資料の案内表示や各種配布物への外国語表記等について検討します。

- ・関係機関やボランティアと連携し、ホームページ等からの多言語による情報発信に取り組みます。

6 団体貸出の推進

- ・学校施設をはじめ、福祉施設やボランティア団体等の各種団体の読書活動を促進するため、広報紙やホームページの充実に努めるなど、積極的なPR活動を推進します。

基本施策4 子どもの読書活動の推進

【基本的方向】

未来をリードする子どもたちが、主体的な読書習慣を身に付け、本との出会いを通して、生きる力と豊かな感性を育むことができるよう、学校図書館活動の充実に支援するとともに、読み聞かせ事業をはじめとする各種事業を推進します。

【具体的施策】

1 子ども読書活動推進計画の策定

・子どもたちが、生涯にわたって読書を楽しみ、豊かな感性や表現力、創造力を身に付けることができるよう、(仮称)水戸市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動を総合的に推進します。

2 子ども向け事業、行事の充実

・子どもたちの読書習慣の形成に向け、親子で絵本事業や、おはなし会等の充実に努めます。また、一日図書館員など、図書館を活用した体験活動を推進し、図書館や図書に対する興味・関心の向上を図ります。

3 学校図書館の充実に向けた支援

・子どもたちが本に親しむ習慣を身につけ、豊かな人間性を育むことができるよう、学校図書館担当教諭等と連携し、学級文庫への配本や教科活動を補助する資料の支援を行います。

・学校図書館支援のための司書職員を派遣し、学校ボランティアと協働して図書のデータベース化を進め、図書の貸出し・検索の利便性を高めるほか、学校図書館の運営に関し必要な助言や援助を行います。

・学校図書館物流ネットワークを整備し、市立図書館からの団体貸出資料等が迅速に届く仕組みづくりを進めるとともに、市立図書館とのオンライン化など、新たなサービスの実施に向けた検討を進めます。

・市立図書館の新书推荐情報を各校に発信したり、学校図書館向け選定図書リストを作成し配布するなど、学校図書館との図書情報の共有に努めます。

・学校図書館の運営等をテーマに、学校図書館担当教諭や学校ボランティア向けの研修を実施します。

2 暮らしや仕事，まちづくりに役立つ情報を提供する時代に即した図書館づくり

【現況と課題】

レファレンス・サービスとは、利用者の求めに応じ、資料・情報の提供や紹介を行う業務であり、貸出サービスとならんで図書館サービスの根幹を成す重要なサービスです。その知的要求は、日々の生活の中で生じる身近なものから、学習や仕事に直結する緊急性の高いもの、学術的な調査研究に至るまで広汎多岐にわたります。

現在、中央図書館の2階参考資料室において、郷土・行政資料やレファレンス資料の情報提供や紹介を行うほか、外部オンラインデータベースを利用することができます。また、中央図書館以外の地区館では、貸出・返却の窓口でレファレンス・サービスに当たっていますが、レファレンス資料が十分でないことや、職員の経験・知識などの違いにより、必ずしも市民の要求を充足する対応ができていない状況にあります。

市民一人一人の「知りたい」「学びたい」「解決したい」などの知的要求に確実に応えることは、図書館への信頼と評価を向上させ、更なる利用につながるが見込まれます。「困ったとき・わからないときには、まず図書館へ」となるよう、市民一人一人の図書館におけるレファレンス・サービスへの信頼を高めることが重要で、それを持続できる仕組みの構築が課題です。

ICTの発達は、図書館サービスにも変化をもたらしました。これまで図書館へ行かなければ閲覧できなかった資料を、自宅や職場にいながらにして閲覧することが可能となり、特に、図書館まで出向いて利用することが難しい高齢者や障害者にとって、情報活用の機会が広がることにつながっています。市立図書館でも、貴重資料コレクションとしている、水戸藩本草学者佐藤中陵の『山海庶品』^{「せんがいしょほん」}・『海河魚属写真』^{かいがぎょぞく}や郷土作家菊池幽芳の自筆原稿『小夜子』^{さよこ}をはじめ貴重図書や古地図など、郷土資料を中心にデジタル化を進めています。

今後は、電子図書館の構築なども視野に入れ、さらに、戦前から戦後にかけての貴重な行政資料のデジタル化にも取り組んでいく必要があります。

表1 その他の電子化資料一覧

タイトル	刊年	色	点数	所蔵
読売新聞茨城版	昭28～29年	白黒	11冊	図書館
○大日本職業別明細図	大正14年	白黒	1枚	〃
水戸市航空写真	昭20～21年	白黒	32枚	図書館 博物館
茨城県名士肖像録	明治36年	白黒	1冊	図書館
茨城県教育家肖像録	明治42年	白黒	1冊	〃
茨城県普通電話番号簿	昭和6年	白黒	1冊	〃
茨城県普通電話番号簿	昭和13年	白黒	1冊	〃
茨城県普通電話番号簿	昭和14年	白黒	1冊	〃
○青門肖像	天保10年	カラー	1冊	〃
○水戸市街改正略図	明治23年	白黒	1枚	図書館
水戸地形図 上市・下市	明治25年	白黒	2枚	博物館
○水戸市改正全図	明治34年	カラー	1枚	図書館
水戸市改正全図 (裏絵)	明治34年	白黒	1枚	博物館
○水戸市現勢地図	明治42年	カラー	1枚	図書館
水戸市現勢地図 (裏絵)	明治42年	白黒	1枚	博物館
○水戸市現勢地図	大正2年	カラー	1枚	図書館
水戸市略図	大正4年	カラー	1枚	博物館
○水戸市全地図	大正9年	カラー	1枚	〃
○水戸市全地図	大正11年	カラー	1枚	図書館
○水戸市全図 (表裏)	大正12年	カラー	1枚	博物館
○水戸市全図	大正14年	カラー	1枚	〃
○水戸市及び三浜全図 (表裏)	昭和9年	カラー	1枚	〃

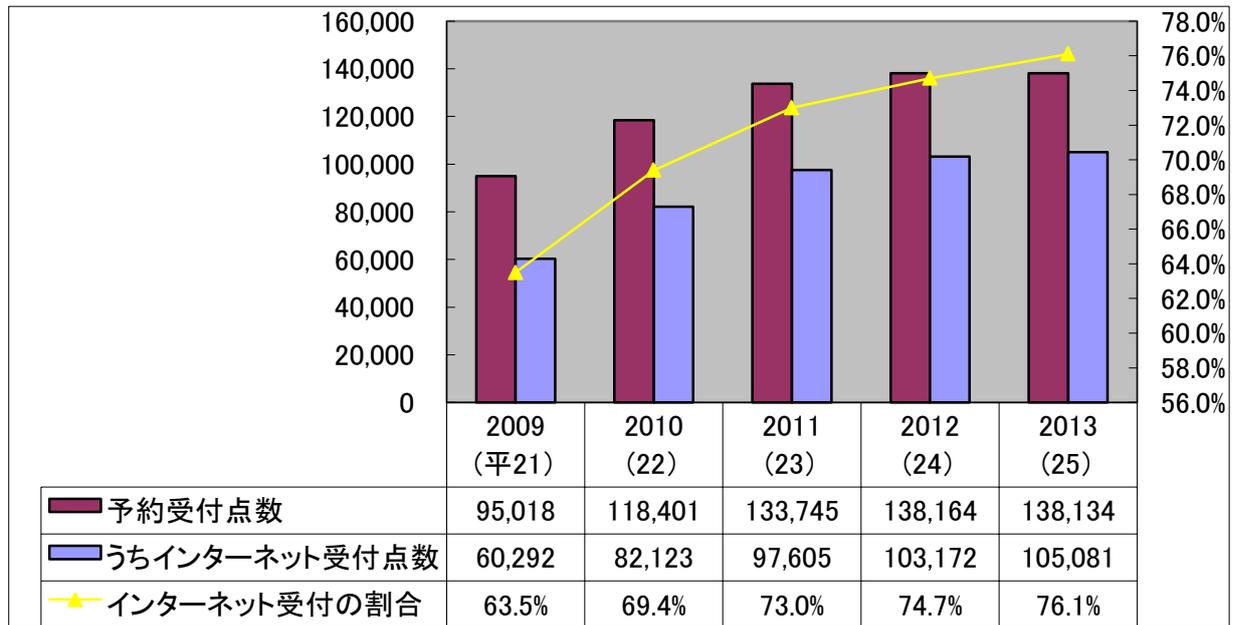
※ ○印はホームページで公開

また、2012（平成24）年の著作権法改正により、それまで国立国会図書館内でしか利用できなかったデジタル化資料が、一定の条件下で全国の図書館で利用可能になり、2014（平成26）年1月から国立国会図書館デジタル化資料送信サービスが開始されました。現在、中央図書館でもこのサービスに加入し、戦前、戦後の図書や雑誌のデジタル化された資料について、インターネットを介しての閲覧、複写サービスを行っているところです。

2001（平成13）年8月に図書館のホームページを開設し、図書館資料の検索や各種情報の提供を行ってきました。2003（平成15）年7月には、Web-OPACからの図書館資料の検索・予約サービスを開始し、利用者の利便性向上を図りました。表2を見るとWeb-OPACからの予約は、予約全体に占める割合が、2009（平成21）年度の63.5パーセントから2013（平成25）年度には76.0パーセントと年々増加しており、今後もこの傾向が続くものと思われます。

表2 予約数の推移

(点)



ICTの発達は、ソーシャルメディアなど、次々に新しい情報の在り方を生み出し、私たちに膨大な情報をもたらしています。今後は、様々なメディアを活用した情報の発信に取り組む必要があります。

また、文部科学省が2006(平成18)年4月にまとめた「これからの図書館像」では、地域に関わる多様な情報を集約して整理し、発信する役割が図書館に期待されるとしています。このことから、水戸市においてもこれらの情報を駆使し、資料として活用できる能力を備えた人材の育成が不可欠です。

事業等の広報については、現在は、市の広報誌や新聞・タウン誌などへ掲載するとともに、ホームページ上で市民への周知を図っています。

しかし、こういった広報活動では、図書館に関心を持つ層へのアピールに留まりがちであるため、ソーシャルメディアを活用した広報が必要となります。また、これまで図書館を利用したことのない市民に対しても積極的に広報していく必要があります。

基本施策 1 レファレンス・サービスの充実

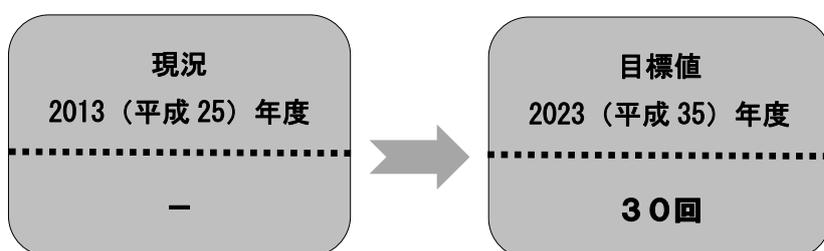
【基本的方向】

市民の多様な調査研究に資することができるよう、レファレンス資料や外部オンラインデータベースの充実を図るとともに、問合せのよくあるレファレンス事例をデータベース化してホームページで公開し、市民の調査研究に役立つよう情報発信に努めます。

また、レファレンス・サービスに関する研修を行い、職員のスキルアップを図ります。

【目標指標】

課題解決支援セミナー開催回数



【具体的施策】

1 課題解決支援セミナーの開催

・起業や商店経営，健康，医療，年金，相続，法律，司法手続きなど，地域の課題や利用者及び住民の生活や仕事に関する課題の解決に向けた活動を支援するため，課題解決支援セミナーを積極的に開催します。

2 レファレンス事例のデータベース化

・各館のレファレンス事例をデータベース化し，全館で情報の共有化を図ります。

・あるテーマや話題に関する主な資料の提示や，調べ案内を作成してホームページで公開するなど，市民の調査研究に役立つよう積極的な情報発信に努めます。

3 レファレンス・サービスの分担

・高度なレファレンス及びインターネットからのレファレンスは，資料の充実した中央図書館に集約して対応するなど，地区館との役割分担を図ります。

4 職員研修の実施

・レファレンス・サービス研修を定期的に行い，市民からの問合せ等に対し迅速かつ的確に対応できるよう，職員のスキルアップを図ります。

基本施策2 ICTを活用した図書館サービスの推進

【基本的方向】

利用者の利便性の向上と資料の保存・活用の観点から、資料のデジタル化を推進するとともに、ICTを活用した各種手続きの簡素化やインターネット音楽配信サービス等の導入を検討します。

また、電子書籍は高齢者や障害者へのサービス向上にもつながることから、その導入について検討します。

【具体的施策】

1 郷土・行政資料のデジタル化

・著作権法上問題の無い郷土資料や行政資料のデジタル化を進め、ホームページ上で公開します。

2 インターネット利用講座等の開催

・暮らしや仕事で抱える課題の解決に役立つインターネット利用講座やソーシャルメディアの使い方などを学ぶ研修を実施します。

3 インターネットによる音楽配信サービスの導入

・若年層など新たな利用者層の図書館利用を促すため、インターネットによる音楽配信サービスの導入を検討します。

4 ICTを活用した各種手続きの簡素化

・ICTを活用し、各種手続きを簡素化するとともに、自分の読書歴を記帳して残すことのできる読書通帳の導入を検討します。

5 インターネット利用環境の充実

・インターネット利用環境の充実を図るため、インターネット端末機の増設や携帯性に優れたタブレット型端末機等の導入を検討します。

6 電子書籍の収集・貸出の検討

・電子書籍は音声出力、文字拡大等の機能を持ち、高齢者や障害者など、利用に困難を感じる人へのサービス向上にもつながることから、その導入について長期的な視点に立って検討を行います。

基本施策3 広報活動の強化

【基本的方向】

図書館の行事等について、従来のメディアを使った広報活動と併せて、フェイスブックなどのソーシャルメディアを活用して、幅広い市民各層への広報に努めます。

【具体的施策】

1 ソーシャルメディアを活用した情報発信

- ・広報みや新聞、図書館ホームページなどを使った広報以外に、フェイスブックやツイッター、ブログなどのソーシャルメディアを活用して、各館の特色ある行事や資料に関する情報をタイムリーに発信します。

- ・図書館の各ボランティア団体や市内の各種施設等と情報を共有し、これまで図書館を利用したことのない市民向けに積極的な情報発信を行います。

3 郷土の歴史や文化を次の世代へ継承する図書館づくり

【現況と課題】

郷土・行政資料の多くは、「その地域に行かなければ入手できない資料」であり、図書館はその情報・知識をきちんと保存し、後世に伝えていく義務があります。

市立図書館は、私たちの郷土の歴史や文化をきちんと次世代へ継承するため、水戸関連のものを中心に多種多様な郷土・行政資料の収集に努めています。2013（平成 25）年 3 月末の各図書館の郷土・行政資料の保有数は、表 1 のとおりとなっています。

特に、郷土資料については、水戸市立図書館開設時の蔵書の基本となった農工文庫の一部をはじめ、「水戸市史」編さん過程で収集した資料なども所蔵しています。

表 1 郷土・行政資料保有数

(冊)

館名 項目	中央図書館	東部図書館	西部図書館	見和図書館	常澄図書館	内原図書館	計
郷土・行政 資料保有数	28,082	5,361	4,381	4,764	2,875	2,920	48,383

※ 資料数は 2013(平成 25)年3月末現在

郷土資料（特に、地域の自治会・町内会や郷土史家が作成した地域に関する資料）は印刷部数が少なく、流通範囲もきわめて限定的であり、出版情報の把握や網羅的な収集が困難な資料です。行政資料についても、近年は紙媒体のものから情報の更新・改廃頻度の高いウェブ版へと移行しつつあり、今後もこの傾向が更に進むものと考えられます。これらのことから、郷土・行政資料の遺漏のない収集と保存が課題となります。

また、地域に関する資料は、小学校の調べ学習の授業において常に需要がありますが、児童に適した資料は絶対数が不足しています。図書館にはこれまで培ってきた情報収集力と、情報を活用しやすく編集する経験の蓄積があり、それを生かして資料の有効活用を図ることが求められています。そのため、郷土・行政資料についての専門知識を持つ職員を継続して育てていく必要があります。

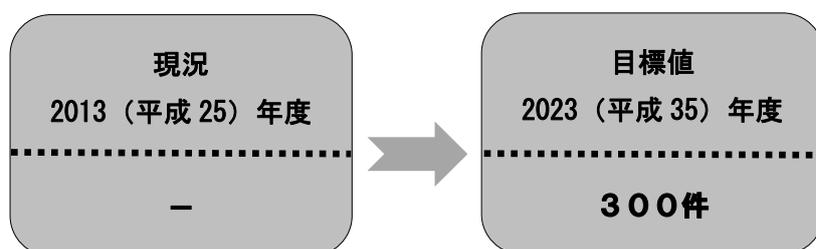
基本施策 1 郷土・行政資料の収集・保存と活用

【基本的方向】

郷土の歴史や文化を次世代へ継承するため、水戸市関連のものを中心に多種多様な郷土・行政資料を収集し、その保存と活用に努めます。また、市民の調査研究に資するため、郷土に関するレファレンス事例のデータベース化や職員の資質向上に努めます。

【目標指標】

郷土に関するレファレンス事例公開件数



【具体的施策】

1 郷土・行政資料の収集・保存と活用

- 郷土資料は一般の書籍の流通ルートに乗らないことが多いため、地域や市民センター等と連携して出版情報を把握し、その網羅的な収集と保存、活用に努めます。

- 水戸市情報公開センターと連携し、ウェブ版も含めた行政資料の収集・保存と活用に努めます。

- 郷土資料を活用した郷土史関連講座等を積極的に開催し、地域の歴史や文化への誇りや愛着を持つことができる環境づくりに努めます。

2 郷土に関する調べ学習用小冊子の作成

- 郷土に関する調べ学習授業に役立つ小冊子を作成し、小学校へ配布します。

3 郷土に関するレファレンス事例のデータベース化

- 市民から相談のあった郷土に関するレファレンス事例をデータベース化してホームページ等で公開し、市民の調査研究に役立てます。

4 職員研修の実施

- 郷土・行政資料活用研修を定期的に行い、さらなる職員のスキルアップに努めます。

4 地域の活力を高める魅力あふれる図書館づくり

【現況と課題】

中央図書館及び地区館5館のあいだでは、それぞれの利用者層に違いが見られます。

貸出し利用者の年齢層別貸出数の割合を各館で比べると、12歳以下の割合が大きいのが内原・常澄図書館、反対に23歳以上の割合が最も大きいのは中央図書館となっています。(表1)

各館での図書の貸出しの内容を比べると、中央・西部図書館は、小説・エッセイなど文学に関する図書の貸出し割合が大きく、内原・常澄図書館は、絵本を含む児童書の貸出し割合が大きいなど、利用される図書の分野にも傾向が見られます。(表2)

表1 館別年齢層別貸出数割合 2013(平成25)年度 (%)

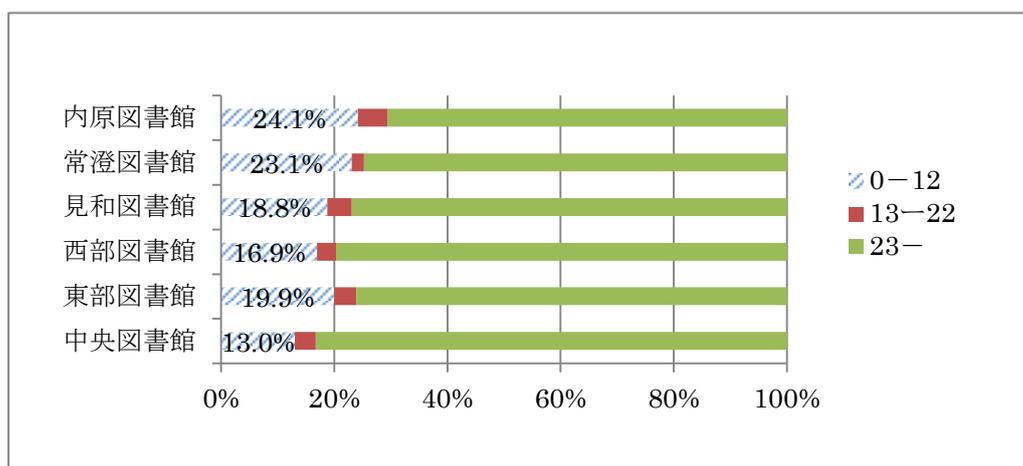
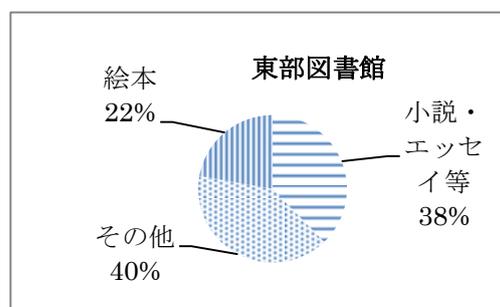
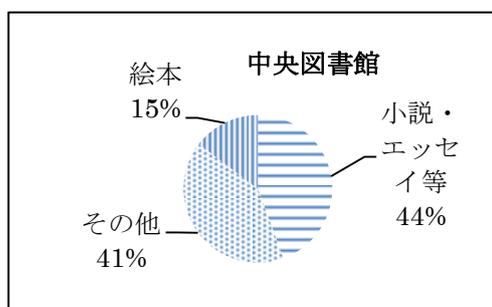
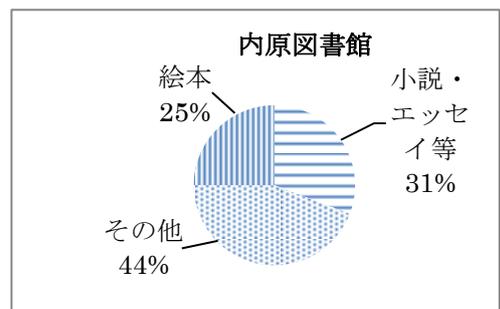
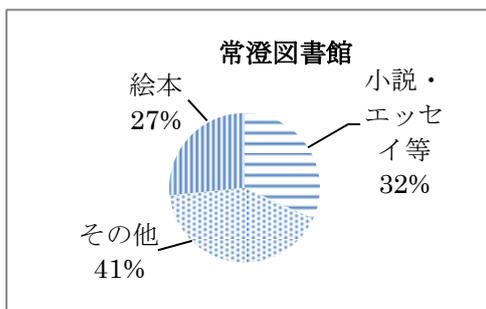
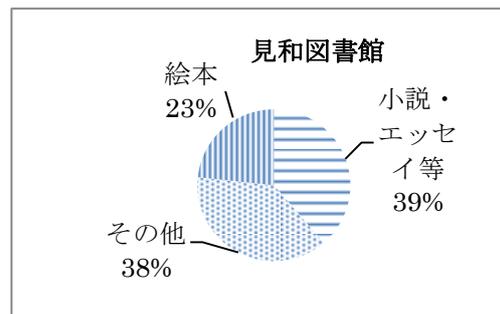
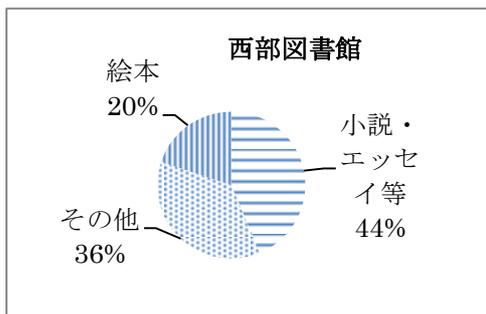


表2 分類別貸出数の割合(一般書・児童書) 2013(平成25)年度





また、図書館の利用方法としては、雑誌や新聞の閲覧、資料持込による学習、あるいはインターネット端末での調べ物など、資料の貸出しを伴わない館内利用も多く、それらの目的のみで定期的に訪れる人も相当な数に上ります。

一方で、子どもたちへの読み聞かせや本の修理、返却本の配架など、ボランティア活動のために訪れる個人やグループは徐々に増えており、自らの培った技量を発揮する場として、図書館が活用されている状況がうかがえます。

貸出し利用者の層や貸出し資料の傾向、あるいは館内利用の状況等から、各地区館で求められるサービスの需要を探ることにより、今後地域において今以上に図書館サービスの認知度を高めるような、魅力ある事業展開につなげていく必要があります。

地域住民の最も身近にある市民センター図書室の図書の入替えを、2013（平成25）年4月から開始しました。施設数が31ある市民センターのうち、図書館に隣接する一部の市民センターを除き、中央図書館で入替えを行っていますが、入替回数が年1回であることや、1館当たりの入替え冊数も平均800冊と少ないことなどから、市民センター図書室が有効活用されていない状況にあります。今後、配本図書の入替え回数の見直しや様々なメディアを使った市民センター図書室のPR等が必要となります。

基本施策 1 地域の特性を生かした館づくり

【基本的方向】

中央図書館及び地区館5館を有する水戸市ならではの図書館サービス，地域性を生かした特色ある図書館運営に向け，利用者の状況を踏まえたサービスや各地区の特性・ニーズに応じた資料の収集などを行います。

【具体的施策】

1 6館によるサービス地域の分担

・市内の6つの図書館がサービス地域を分担し，それぞれの地域の実情に即したサービスの展開を目指します。

2 各館による特色ある運営と資料収集

・地域性や利用者層の実情を踏まえ，各図書館で特色ある運営と資料収集を行います。

○中央図書館

①図書館サービスの中心館として以下の機能を受け持ちます。

・市立図書館の運営方針や各種施策の決定，総合的な企画立案，経理，広報，施設管理等を行います。

・資料収集・保存の総合的な調整を図ります。

・図書館電算システムのホスト館として運用管理を行います。

②北部・中心部（三の丸・五軒・新荘・城東・常磐・柳河・国田小学校区）の地区図書館として貸出しサービスを行います。

③水戸市や茨城県などの郷土資料や行政資料を積極的に収集・保存し，市民の利用に供します。

④市民の調査研究に役立つレファレンス資料を充実させるとともに，地区館でのレファレンス・サービスを支援します。

⑤近隣の水戸芸術館の活動を踏まえ，音楽・演劇・美術各分野における市民の関心の高まりに応えうる資料を収集するとともに，元館長の故吉田秀和氏関連資料の充実を図ります。

⑥ビジネス街や商店街に隣接する立地であることから，ビジネス支援やまちづくりの参

考になる資料の収集に努めます。

⑦水戸藩の本草学者である佐藤中陵とその子佐藤松溪の旧蔵資料、旧制水戸高等学校関係資料、一橋徳川家の徳川宗敬氏遺品のレコードなど、後世への礎となった人々に関わる資料を受入れ、保存と公開に努めます。

⑧水戸出身の映画監督であった故深作欣二氏の蔵書など「深作欣二コレクション」の保存と公開に努めます。

○東部図書館

①東部地区（浜田・寿・上大野・吉田・酒門・千波・笠原・吉沢小学校区）の地区図書館として、貸出しサービスを中心に運営します。

②近隣に中学校・高校が多いことから、読書と疎遠になりがちな中学・高校生を中心とするヤングアダルト世代を図書館に引き付け、成長期の心の栄養となる本との出会いをサポートするため、ヤングアダルト向け図書を充実させるとともに、図書館からの情報発信に努めます。

③東部文化公園内にある核兵器廃絶平和都市宣言の碑にちなみ、開館以来平和を考えるための図書を購入していることから、収集を継続的に行います。

○西部図書館

①西部地区（渡里・石川・飯富・双葉台・堀原小学校区）の地区図書館として、貸出しサービスを中心に運営します。

②茨城大学が地区内にあることから、社会科学関係の資料を整備し学生の利用に応えます。また、中央大学より寄贈される通信教育文庫を受入れ、教育学部の学生への貸出しを行います。

③故佐川一信元市長から寄贈を受けた判例集や労働法等の図書・雑誌のコレクション（佐川文庫）を持つことから、法律関係図書の充実を図ります。

○見和図書館

①見和地区（緑岡・河和田・上中妻・見川・梅が丘・赤塚小学校区）の地区図書館として、貸出しサービスを中心に運営します。

②周辺が商業地区であることから、ビジネス関連図書を充実させるとともに、調査研究に役立つ外部オンラインデータベースの活用を呼びかけます。

③郷土史家江原忠昭氏から寄贈された郷土資料（図書・地図等）の目録を整備し、資料の活用を図ります。

④各地区館の児童書を調整の上移管し、閉架書庫に集中保存します。

○常澄図書館

①常澄地区（下大野・稲荷第一・稲荷第二・大場小学校区）の地区図書館として、貸出しサービスを中心に運営します。

②地区内に大串貝塚等「常陸国風土記」関連の史跡があることから、古代史を中心とした歴史関係資料及び郷土資料の収集に努めます。

③農村地域にあることから、農業関係の資料を充実させ、就農者への支援を図ります。

○内原図書館

①内原地区（妻里・鯉淵・内原小学校区）の地区図書館として、貸出しサービスを中心に運営します。

②地区に多い古墳関係資料及び郷土資料の収集に努めます。

③医療関係は一般に関心の高い分野であることから、健康問題に関する図書を中心に収集します。

④各地区館で所蔵する雑誌のバックナンバーを移管し、閉架書庫に集中保存します。

⑤全国の観光情報をチラシやカタログを中心に収集します。

3 市民センター図書室を通じた地域サービスの推進

・図書館利用案内や図書館ホームページ，その他各種メディアを使って，市民センター図書室のPRを進め，住民の活発な利用を促します。

・地域の課題解決に役立つ資料や市政・郷土に関する資料，高齢者に便利な大活字本，幼児向き絵本などを地域の要望に合わせて配本します。

・市民センターが展開する各種事業に関連して，企画に役立つ情報や準備の手助けとなる資料などを積極的に提供します。

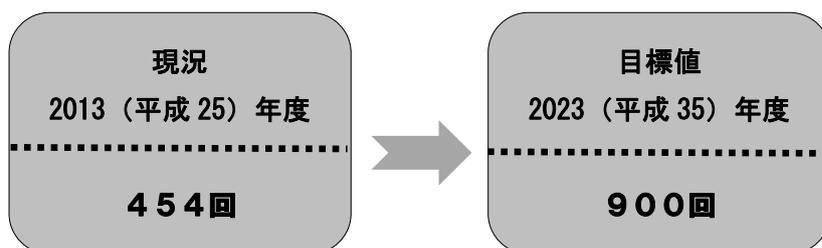
基本施策2 新たな交流を創出する取組の推進

【基本的方向】

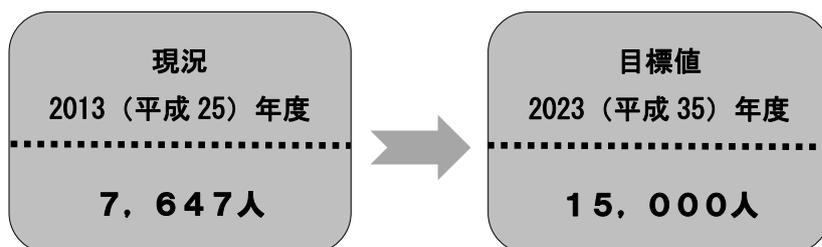
図書館をベースに活動している団体の相互の交流を図ることで、新たな人と人との出会いを創出し、これまでのグループの枠組みを超え、より魅力ある実践活動や情報の発信を目指します。

【目標指標】

1 事業開催回数



2 事業参加人数



【具体的施策】

1 (仮称) 図書館利用団体連合会の創設

・定期的に地区図書館をベースに活動している、読書会、読み聞かせボランティア、生涯学習関連団体などに呼びかけて、「(仮称) 水戸市立図書館利用団体連合会」を立ち上げ、会主催で日頃の活動の成果を発表する合同の文化祭を開催するなど、利用者相互の交流を支援します。

2 「図書館まつり」等魅力ある事業の開催

・これまで図書館を利用してこなかった地域住民にもっと図書館の魅力を知ってもらうため、各地区館とボランティアの協働による「図書館まつり」の開催を検討します。

・地域の催しや施設等へ出向いておはなし会やブックトーク、推薦図書の紹介等を実施し、読書への興味・関心を高め、図書館の利用促進を図ります。

・地域と連携し、土地の歴史や文化を考える資料の展示や講演会、世代を問わず楽しめる映画会、工作イベント、朗読会など魅力ある事業を開催します。

5 多様な市民ニーズに応える市民との協働による図書館づくり

【現況と課題】

図書館におけるボランティア活動については、2012（平成24）年12月に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」により、ボランティア活動の機会や場所を提供するよう努めることとしており、市立図書館においても、市民の図書館活動への参画は重要な施策の1つとして位置付けてきました。

2009（平成21）年7月に水戸市立図書館ボランティア要項を策定し、当初162人だったボランティア登録者数が、2013（平成25）年4月には227人と着実に登録者数が増加しています（表1）。今後は、図書館の仕組みや働きを学ぶ図書館ツアーや講座等を開催するなど、市民が図書館に関わる機会や環境づくりを進めるとともに、図書館ホームページをはじめ、広報みや各種メディアを活用し、図書館活動への市民参加を呼びかけていく必要があります。

また、現在、活動しているボランティアは高齢者や主婦層が中心となっており、若年層の読書の振興や図書館に集い交流のできる居場所づくりを目的に、中学・高校生ボランティアの育成も課題となっています。

図書館ボランティアの仕事には、特殊な知識や技能を必要とする図書の修理や読み聞かせ等があり、おはなし会については、各館において活発な活動が行われ、年々開催回数が増加しています。しかしながら、指導者が不足していることにより研修の機会が少ないなど、後継者の育成が課題となっています。また、それぞれの団体が各図書館を拠点に活動していますが、専用の活動スペースを持たず、図書館附属の創作室などの空き時間に活動しているため、ボランティアグループ間の情報交換や交流、連携が十分ではない状況となっています。

表1 ボランティア登録人数の推移

(人)

年度	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
ボランティア登録人数	162	166	208	207	227

表2 おはなし会の開催状況の推移

年度	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
おはなし会開催回数	261回	284回	323回	357回	374回
おはなし会参加人数	3,802人	4,196人	3,831人	3,944人	5,347人

基本施策 1 図書館活動への市民参画の推進

【基本的方向】

多様化する市民ニーズに対応するため、図書館ボランティアと行政との協働による事業を展開し、図書館サービスの質の向上に取り組めます。また、図書館活動への市民参画を促すため、ソーシャルメディアなど各種メディアを使って図書館活動を広く市民にPRします。

【具体的施策】

1 図書館活動のPR

・広報みや図書館ホームページのほか、フェイスブックやツイッターなど各種メディアを使って図書館活動を広く市民にPRし、市民参加を促します。

・図書館見学ツアーや図書館員体験講座等を実施し、図書館への興味や関心、理解を高めます。

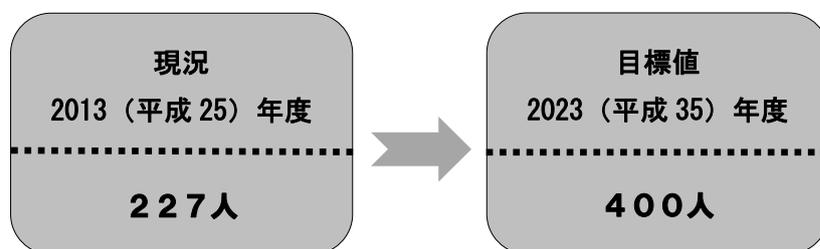
基本施策 2 図書館ボランティアの育成

【基本的方向】

図書館ボランティアの育成に向けて、講座や研修会を積極的に開催します。また、図書の修理や読み聞かせ、ブックトークなど専門的な知識や技能が求められる活動については、個別に研修会を開催し、ボランティアのスキルアップを図るとともに、新たなボランティアの育成に努めます。

【目標指標】

ボランティア登録人数



【具体的施策】

1 図書館ボランティアの育成

- ・講座や研修会を開催して読み聞かせボランティアを育成し、おはなし会活動の充実を図ります。
- ・図書の修理やブックトーク等に関する講座、研修会を開催し、ボランティアの育成に努めます。
- ・中学・高校生が図書館活動に関わる機会を増やし、図書館への理解と読書振興を図るため、中学・高校生向けのボランティア養成講座を開催します。
- ・高齢者の社会参加の観点から、高齢者向けの図書館ボランティア講座を開催します。
- ・学校図書館ボランティア向けに、学校図書館運営に関わる研修会を開催します。

基本施策3 ボランティアとの協働事業の展開

【基本的方向】

図書館ボランティアグループ相互の情報交換や交流、会員のスキルアップ等を目的に、(仮称)「ボランティア連絡協議会」を立ち上げ、合同の交流会や研修会を実施します。また、ボランティアとの協働による親子で絵本事業の推進や市民向け講座を開催します。

【具体的施策】

1 ボランティアグループ相互の交流・連携の推進

- ・(仮称)「ボランティア連絡協議会」を立ち上げ、合同の研修会等を通して、会員の技能向上とグループ相互の交流及び連携を図ります。

- ・ボランティアの活動場所、ミーティングスペース等の確保に努めます。

2 親子で絵本事業の推進

- ・水戸市内に居住する生後7か月の乳児とその保護者向けに絵本を無料で配布し、親子のふれ合いを図ることを目的とした親子で絵本事業を継続的に実施していきます。

3 ボランティアによる講座の開催

- ・図書館活動に関する高度な知識や技能(おはなし会、朗読、図書の修理、パソコン操作等)を持つボランティアを講師に迎え、一般市民向けの講座を開催します。

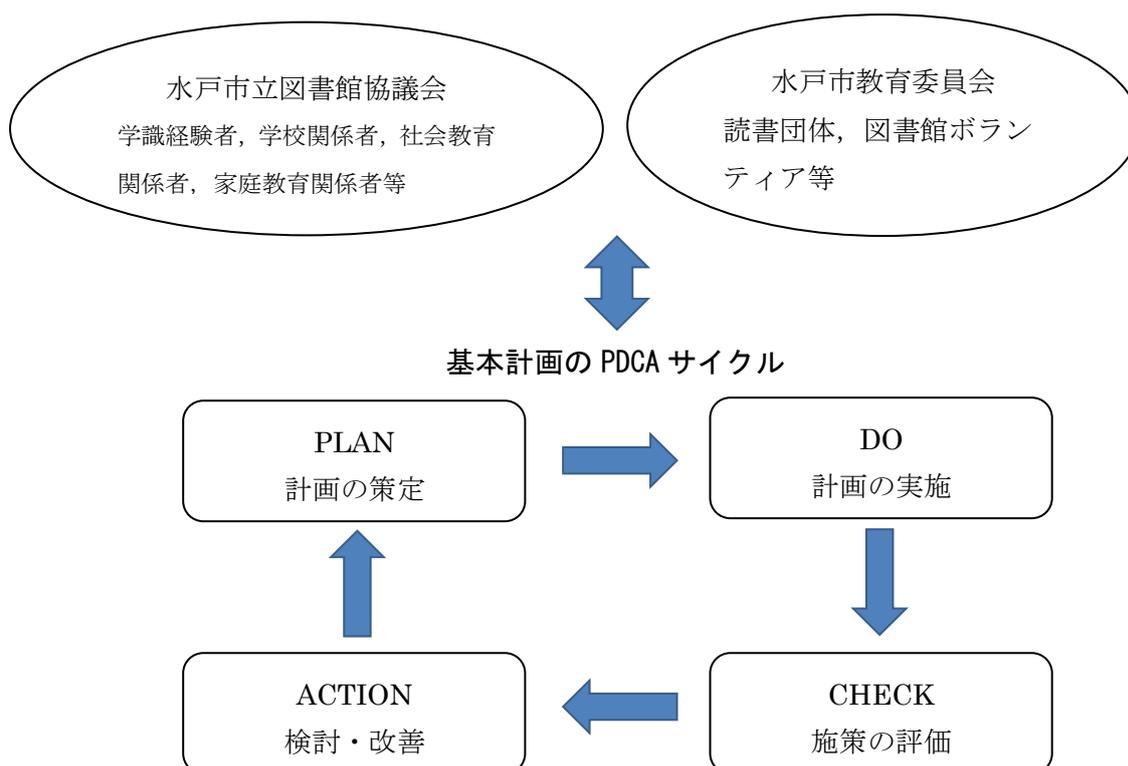
第5章 推進体制と進行管理

第1 推進体制

本計画の推進に当たっては、図書館の運営に関する中央図書館長の諮問機関である「水戸市立図書館協議会」の意見を聞きながら、水戸市教育委員会を中心に関係各課等と連携し、読書団体や図書館ボランティア等との協働により各施策に取り組みます。

第2 進行管理

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況を把握し、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法により、適切な進行管理を行います。



参 考 資 料

用語解説

50音順, ()内は初出頁

■ICT アイ・シー・ティー (15頁)

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術の意。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

■Web-OPAC ウェブ・オーパック (27頁)

図書館において、ネットワークにより公開して一般利用を可能にしたオンライン蔵書目録 (Online Public Access Catalog) のこと。

Web とはインターネット上で文字・画像などをレイアウトして見せ、簡単にアクセスできるようにするための仕組みのこと。

■親子で絵本事業 (8頁)

水戸市内に住所を有する生後7か月の赤ちゃんとその保護者に、保健センターで行われる7か月児健康診査の際に絵本をプレゼントし、親子の触れ合いを図る事業。

■音声読書器 (24頁)

書籍や書類の表面をビデオカメラなどで読み取り、拡大して画面に映し出す機械。弱視者の学習・作業に利用される。

■オンラインデータベース (8頁)

ネットワークを経由し、遠隔地から利用できるデータベース (大量のデータを一定の規則に従って蓄積し、一元的に管理できるようにしたもの) の総称。

■拡大読書器 (24頁)

視力が弱く、印刷されたままの文字では小さくて読むことの出来ない、弱視者や高齢者などのために、文字を拡大してブラウン管に表示する器具。

■菊池幽芳 (10頁) 1870 (明治3)年～1947 (昭和2)年

水戸出身の小説家。本名は菊池 清。大阪毎日新聞社取締役を歴任。

自らの勤務先である大阪毎日新聞に、『己が罪』(明治32年 - 同33年)を連載して名声を得、家庭小説というジャンルを確立。代表作に『乳姉妹』(明治36年)『月魄』(明治41年)などがある。

■佐藤中陵 (10頁) 1762 (宝暦12)年～1848 (嘉永元)年

水戸藩の本草学者。名は成裕、字は子綽、通称は平三郎。中陵は号。他に、温故斎、青莪堂とも号した。本草学者佐藤端義の子として江戸青山に生まれた。薩摩藩・白河藩・米沢藩・会津藩・備前松山藩・水戸藩に本草学をもって仕えた。

■ソーシャルメディア（28 頁）

誰もが参加できる広範な情報発信技術を用いて、社会的相互性を通じて広がっていくように設計されたメディアである。双方向のコミュニケーションができることが特長である。

代表的な例として、フェイスブック、ツイッター、ブログなどがあげられる。

■大活字本（9 頁）

弱視者や高齢者のために、通常よりも大きな活字で印刷された図書のこと。

■対面朗読（20 頁）

視覚などに障害を持つために、自力で印刷された資料を読むことが困難な人に、朗読者が代わりに資料を読むサービス。

■多文化サービス（11 頁）

民族的、言語的、文化的少数者（マイノリティ）、すなわち文化や言語の面から“図書館利用に障害のある人たち”に対して知る自由、読む権利、学ぶ権利を資料・情報の提供によって保障していくための図書館活動。

■電子図書館（26 頁）

コンピュータのデータベースに図書の内容そのものを記録し、図書館に出向かなくても、通信回線によって、遠隔地から図書を閲覧できるようにするサービス。また、その組織。

■農工文庫（32 頁）

昭和13年、茨城農工銀行内に設立された「水戸藩産業史研究会」の所蔵図書。水戸藩産業史研究会が休会することとなったため、昭和19年に水戸市に寄贈され、水戸市立図書館の蔵書の核となったが、8月2日の水戸空襲によりほとんど焼失した。

しかし、空襲に先立ち、図書館の蔵書の一部を疎開させたため、水戸市立図書館の蔵書として残っている。

■バリアフリー（9 頁）

障害者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態を指す

■深作欣二コレクション（37 頁）

平成21年7月に水戸出身の映画監督深作欣二氏の遺族から、氏の蔵書約4,000点、LD・ビデオ・CD等約300点、その他写真や手紙、書棚や愛用の椅子などの遺品の寄贈を受け、中央図書館に記念室を設けコレクションとして展示・公開すると同時に、見和図書館展示ギャラリーにも寄贈品の一部を展示・公開している。

■ブック・トーク（39 頁）

1つのテーマのもとに、様々なジャンルから対象の年齢層を考慮して、何冊かの本を紹介すること。

■本草学（10 頁）

中国で発達した医薬に関する学問で、不老長寿その他の薬を研究した。主として植物を対象としたのでこの名がある。

■ヤングアダルト（19頁）

子どもと大人の間にいる12歳から18歳位までの、主として中学・高校生世代の若者。

■ユネスコ公共図書館宣言（3頁）

この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、また平和を育成し、人びとの間及び国と国の間の相互理解を深めるための主要な機関であるという、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の所信を表明したものの。

■予約（10頁）

図書館資料の予約制度。利用者の求める資料が図書館に所蔵していない場合、あるいは貸出し中などですぐに利用出来ない場合、その資料を予約してもらい、利用者が求める資料を提供すること。

■療育手帳（9頁）

療育手帳（りょういくてちょう）とは、知的障害者に都道府県知事（政令指定都市にあってはその長）が発行する障害者手帳の1つであり、この手帳によって、知的障害児・者に対して、一貫した指導・相談等が行われ、各種の援助措置が受けやすくなる。

■類縁機関（22頁）

図書館と性格や役割が似ており、近い関係にある組織・施設。類似機関ともいう。一般的には、公民館図書室、学校図書館、大学図書館、議会図書室、博物館資料室、試験・研究機関の資料室など。

■ライフステージ（11頁）

人の一生を幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等に分けたそれぞれの段階。

■レファレンス（8頁）

利用者が学習、研究、調査等のために必要な資料および情報を求めた場合に、図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料を結び付ける業務。

■録音図書（20頁）

音声によって記録された資料。一般的には、印刷された図書（墨字資料）を、朗読者が吹き込んだものをいう。その種類は雑誌から図書まで様々である。全国の図書館で作成されているが、全国規模での相互貸借を前提に『点字図書・録音図書全国総合目録』が編纂されている。

本計画の策定に係る過程

開催日	会議名・内容等
平成 26 年 8 月 8 日	第 1 回水戸市図書館基本計画（第 3 次）策定連絡会議 ・水戸市図書館基本計画（第 3 次）策定基本方針（案）について
平成 26 年 8 月 21 日	教育委員会会議 ・水戸市図書館基本計画（第 3 次）策定基本方針（案）について
平成 26 年 9 月 1 日	政策会議 ・水戸市図書館基本計画（第 3 次）策定基本方針（案）について
平成 26 年 10 月 9 日	図書館協議会 ・水戸市図書館基本計画（第 3 次）策定基本方針（案）について
平成 26 年 12 月 1 日	図書館協議会 ・水戸市図書館基本計画（第 3 次）について（協議）諮問
平成 27 年 1 月 29 日	図書館協議会 ・水戸市図書館基本計画（第 3 次）について（協議）
平成 27 年 2 月 17 日	第 1 回水戸市図書館基本計画（第 3 次）策定ワーキンググループ ・水戸市図書館基本計画（第 3 次）素案について
平成 27 年 3 月 26 日	第 2 回水戸市図書館基本計画（第 3 次）策定ワーキンググループ ・水戸市図書館基本計画（第 3 次）素案について
平成 27 年 4 月 30 日	教育委員会会議 ・水戸市図書館基本計画（第 3 次）素案について
平成 27 年 5 月 1 日	第 2 回水戸市図書館基本計画（第 3 次）策定連絡会議 ・水戸市図書館基本計画（第 3 次）素案について
平成 27 年 5 月 25 日	政策会議 ・水戸市図書館基本計画（第 3 次）素案について
平成 27 年 5 月 28 日	教育委員会会議 ・水戸市図書館基本計画（第 3 次）素案について（報告）
平成 27 年 7 月 1 日 ～30 日	意見公募手続
平成 27 年 7 月 7 日	図書館協議会 ・水戸市図書館基本計画（第 3 次）について（協議）
平成 27 年 8 月 24 日	・水戸市図書館基本計画（第 3 次）について（協議）答申
平成 27 年 8 月 25 日	教育委員会会議 ・水戸市図書館基本計画（第 3 次）（案）について（協議）
平成 27 年 8 月 28 日	庁議 ・水戸市図書館基本計画（第 3 次）（案）について ・水戸市図書館基本計画（第 3 次）策定

教中図諮問第 1 号

平成 26 年 12 月 1 日

水戸市立図書館協議会 様

水戸市立中央図書館
館 長 岡田 豊明

水戸市図書館基本計画（第 3 次）について（諮問）

図書館法第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

諮問事項 水戸市図書館基本計画（第 3 次）について

諮問理由

本市図書館では、平成 21 年度に策定した新図書館基本計画に従って「地域の知の拠点として地域に開かれた図書館」を基本理念に、各種施策を展開してきましたが、計画期間が平成 26 年度末で終了することから、平成 25 年 12 月に策定された水戸市第 6 次総合計画（計画期間平成 26 年～35 年）に、新たな図書館基本計画の策定が位置づけられております。

近年、人口減少・超高齢社会の到来、ライフスタイルの多様化など、急速に社会構造が変化する中、社会のあらゆる分野に情報化が浸透し、インターネット等の飛躍的な普及の影響により、図書館を取り巻く環境は大きく変化しています。また、市民の余暇時間の増加や市民ニーズの多様化が進み、新たな学習機会の提供や市民自らが抱える課題を解決するための資料、情報の収集、提供がこれまで以上に求められるなど、今後、市民生活に果たす図書館の役割はますます大きくなると予測されます。

新たな水戸市図書館基本計画（第 3 次）は、これらの社会変化等に対応し、市民の自主的な学習活動を支援する知の拠点として、より一層のサービス向上を図るため、水戸市第 6 次総合計画と整合を図りながら、策定するものです。

つきましては、水戸市図書館基本計画（第 3 次）の策定にあたり、計画の内容につきまして貴協議会の意見を求めます。

平成 27 年 8 月 24 日

水戸市立中央図書館
館長 五上 義隆 様

水戸市立図書館協議会
委員長 友末 忠徳

水戸市図書館基本計画（第 3 次）の策定について（答申）

平成 26 年 12 月 1 日付け教中図諮問第 1 号で諮問のありました水戸市図書館基本計画（第 3 次）の策定について、別冊のとおり答申いたします。

記

協議の経過と結果

水戸市立図書館協議会（友末忠徳委員長、田山和子副委員長を含む委員 15 人）は、平成 26 年 12 月、水戸市立中央図書館長から水戸市図書館基本計画（第 3 次）の策定について諮問を受け、今後 10 年間にわたる図書館のあるべき姿について、協議を重ねました。

協議の中では、デジタル化への本格的な対応、レファレンス機能の強化、子どもの読書環境の充実、高齢者等社会的弱者への配慮などの基本施策に関わること以外に、図書館には生涯学習の拠点施設として、地域の活力を高める役割が求められていることや、計画立案にあたっては、選択と集中の観点から思い切った施策の見直しを行うこと等の意見が出されました。

その上で、計画の進行管理にあたっては、各施策の進捗状況を把握し、PDCA サイクル手法や数値目標の設定により適切な管理を行うとともに、達成状況についても定期的に公表し、計画の内容が未達成の場合には、原因等の検証と効果的な改善策の検討に努めるよう要望いたします。

また、計画が、市民に分かりやすく身近なものとなるよう、概要版の作成やホームページなどを使った効果的な計画の周知に努めると同時に、市民の意見や要望を把握し、市民の声が施策に反映されるよう、開かれた図書館運営を併せて要望いたします。

図書館協議会審議過程での各委員からの意見

1 図書館の目指す姿と基本方針について

(1) 図書館の目指す姿

新たな計画においては、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえながら、情報メディアの発達・普及により、活字離れが進む子どもたちの読書環境の充実や地域住民が抱える課題を解決するための課題解決支援機能の強化、また、多様化する利用者ニーズに応え、図書館サービスの質を向上させていくために市民と行政との協働による取組を進めるなど、市民が一層本に親しめる環境づくりの推進を要望します。

(2) 基本方針について

- 市民が生涯にわたり、自ら学び考えるために必要とする資料や情報を提供する。
- 市民が抱える課題解決の支援に向け、市民一人一人の暮らしや仕事に役立つ資料や情報を提供する。
- 本市の持つ歴史的な価値や文化を重視し、郷土について学び、考えるための郷土・行政資料の収集・保存に努めるとともに、資料の積極的な活用により郷土の歴史や文化を知ることを通して、郷土水戸に愛着と誇りをもつことができる環境づくりを進める。
- 中央図書館をはじめとする6館それぞれの地域性を生かした特色ある図書館運営に努める。
- 図書館ボランティアが生き生きと活動できる場の提供や支援等、市民と行政との協働による図書館運営に努める。

2 基本施策について

- (1) 資料のデジタル化をさらに推進し、電子図書館の構築に努めること。できれば、電子図書館の構築を基本方針の柱の一つとするよう要望する。
- (2) 図書館が市民の抱える課題を解決する相談窓口としての役割を期待されていると考える。レファレンス・サービス機能の強化や司書の資質の重要性、図書館が市民にとって有益な施設であること等を計画に盛り込んでいただきたい。
- (3) 少子化等の影響から幼稚園や小学校などの統廃合が進み、地域から学校がなくなるなど地域力の低下が起きている。図書館は、生涯学習の拠点施設として、地域の活力を高める役割を担っていただきたい。
- (4) 子どもたちが主体的な読書習慣を身に付け、本との出会いを通して、生きる力と豊かな感性を育むことができるよう、学校図書館の支援など、子どもの読書環境の充実に努めること。

- (5) 職員研修を今まで以上に行い、待遇やレファレンスなどさらなる職員の技能向上に努めること。
- (6) 新たな計画は、総花的に施策を盛り込むのではなく、選択と集中の観点からこれまでの施策の見直しを行い、時代に即応した計画の立案に努めること。
- (7) 高齢者や障害者等の社会的弱者に配慮した施策の立案に努めること。

水戸市図書館基本計画（第3次）策定連絡会議設置要項

（設置）

第1条 水戸市図書館基本計画（第3次）（以下「基本計画」という。）の策定を計画的かつ円滑に推進するため、水戸市図書館基本計画（第3次）策定連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 図書館の運営の現状及び課題に関すること。
- (2) 基本計画の策定に伴う連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、連絡会議が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 連絡会議は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、教育部長をもって充てる。

3 委員には、政策企画課長、行政改革課長、財政課長、市民生活課長、福祉総務課長、教育企画課長、生涯学習課長、総合教育研究所副所長をもって充てる。

（委員長）

第4条 委員長は、必要に応じて連絡会議を招集し、連絡会議の事務を掌理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

（関係職員の出席）

第5条 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 連絡会議の庶務は、中央図書館において行う。

（補則）

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要項は、平成26年8月7日から施行する。

（この要項の失効）

2 この要項は、基本計画が策定された日に、その効力を失う。

付 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

水戸市図書館基本計画（第3次）策定ワーキンググループ設置要項

（設置）

第1条 水戸市図書館基本計画（第3次）（以下「基本計画」という。）の策定を計画的かつ円滑に推進するため、水戸市図書館基本計画（第3次）策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 ワーキンググループは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に係る調査及び検討に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 ワーキンググループは、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、中央図書館長をもって充てる。
- 3 委員には、政策企画課、行政改革課、財政課、市民生活課、福祉総務課、教育企画課、生涯学習課、総合教育研究所の職員をもって充てる。

（委員長）

第4条 委員長は、必要に応じてワーキンググループ会議を招集し、ワーキンググループの事務を掌理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

（関係職員の出席）

第5条 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 ワーキンググループの庶務は、中央図書館において行う。

（補則）

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要項は、平成26年9月1日から施行する。

（この要項の失効）

- 2 この要項は、基本計画が策定された日に、その効力を失う。

関係法令等

○教育基本法(平成十八年十二月二十二日法律第二十号)

教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の全部を改正

(前文)

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(以下、省略)

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする

（以下、省略）

○文字・活字文化振興法（平成十七年七月二十九日法律第九十一号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、

出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする

(以下、省略)

○図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号）

一 総則

（一）趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

（二）設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

（三）運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

（以下、省略）

○図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）

第一章 総則

（この法律の目的）

- 第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。
(以下、省略)

水戸市図書館基本計画（第3次）

2015年11月発行

編集・発行

水戸市立中央図書館

水戸市大町3-3-20

電話 029-226-3951